

平成23年度第1回四街道市市民参加推進評価委員会 会議録

期日：平成23年6月3日（金）

時間：18：10開会

会場：四街道市役所公室

【次 第】

- 1 [開 会](#)
- 2 [委員長挨拶](#)
- 3 [諮 問](#)
- 4 議 事

1) 平成22年度市民参加手続の実施予定(追加分)の評価

1	<a href="#">第二次四街道市子ども読書活動推進計画の策定</a>	<a href="#">コメント</a>
2	<a href="#">四街道市こどもルーム条例の一部改正</a>	<a href="#">コメント</a>
3	<a href="#">四街道市都市公園管理条例の一部改正</a>	<a href="#">コメント</a>
4	<a href="#">四街道市使用料条例の一部改正</a>	<a href="#">コメント</a>

2) 平成22年度市民参加手続の実施状況の評価

1	<a href="#">四街道市市民参加条例の改正</a>	<a href="#">コメント</a>
2	<a href="#">都市核北周辺地区整備計画の策定</a>	<a href="#">コメント</a>
3	<a href="#">四街道市災害時要援護者支援全体計画の策定</a>	<a href="#">コメント</a>
4	<a href="#">四街道市地域福祉計画の策定</a>	<a href="#">コメント</a>
5	<a href="#">四街道市休日夜間急病診療所条例の一部改正</a>	<a href="#">コメント</a>
6	<a href="#">四街道市営霊園条例の一部改正</a>	<a href="#">コメント</a>
7	<a href="#">四街道市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の制定</a>	<a href="#">コメント</a>

3) 平成22年度市民参加手続の対象としなかった行政活動の評価

1	<a href="#">四街道市こどもルーム条例の一部改正</a>	<a href="#">コメント</a>
2	<a href="#">四街道市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更</a>	<a href="#">コメント</a>
3	<a href="#">四街道市手数料条例の一部改正</a>	<a href="#">コメント</a>
4	<a href="#">四街道市火災予防条例の一部改正</a>	<a href="#">コメント</a>
5	<a href="#">四街道市使用料条例の一部改正</a>	<a href="#">コメント</a>
6	<a href="#">四街道市都市公園管理条例の一部改正</a>	<a href="#">コメント</a>

4) 平成23年度市民参加手続の実施予定の評価

1	<a href="#">(仮称)四街道市地域公共交通計画の策定</a>	<a href="#">コメント</a>
2	<a href="#">第5期四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定</a>	<a href="#">コメント</a>
3	<a href="#">四街道市障害者基本計画の見直し及び第3期四街道市障害福祉計画の策定</a>	<a href="#">コメント</a>
4	<a href="#">健康よっかいどう21プランの中間評価</a>	<a href="#">コメント</a>
5	<a href="#">四街道市霊園条例施行規則の一部改正</a>	<a href="#">コメント</a>
6	<a href="#">四街道市建築指導要綱の一部改正</a>	<a href="#">コメント</a>
7	<a href="#">四街道市教育振興基本計画の策定</a>	<a href="#">コメント</a>
8	<a href="#">四街道市立栗山小学校改築工事基本設計</a>	<a href="#">コメント</a>
9	<a href="#">四街道市税条例の一部改正</a>	<a href="#">コメント</a>

- 5 [答 申](#)
- 6 [報 告](#)
- 7 [そ の 他](#)
- 8 [閉 会](#)

## 【会議録】

司会（宇田室長）

ただ今より平成23年度第1回四街道市市民参加推進委員会を開会します。最初に委員長のご挨拶よろしくをお願いします。

出石委員長

はい、今番は。今年度第1回の推進評価委員会ですが、当初3月28日に予定していたところですが、大震災に伴いまして延期になった事もありまして、千葉県も被災にあい職員の方も非常にご苦労されたと思います。

今日の会議は、案件も多いので、迅速に審議して参りたいと思います。その点、よろしく願いいたします。

司会

それでは、市側を代表致しまして経営企画部長山下よりご挨拶申し上げます。

山下部長

夕方お忙しい時間帯ご参集いただきありがとうございます。今日の会議は案件も多項目にわたっており、委員長のお話にもございましたが、より慎重なご審議を頂きまして、その結果を踏まえまして市行政として適正な参加手続として反映して行きたいと思いますので、ご指導のほどよろしくをお願いします。

司会

申し訳ございません。経営企画部長はこの後所用がございますので、退室させていただきます。

（山下部長退室）

司会

本日の諮問事項及び膨張の関係につきまして、課長より申し上げます。

大野課長

本日、情報公開条例に基づき、傍聴を希望する方がおられます。傍聴の可否につきましてご審議いただきますようお願いします。

出石委員長

はい、特段、内容的に支障がなければ傍聴は当然認めるという事になりますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

出石委員長

はい、ではよろしいでしょう。

大野課長

では、傍聴者を入室させます。よろしくお願ひします。

(傍聴者入室)

大野課長

続きまして、本日諮問する事案でございますが、お手元の次第でございますとおり、議事の1番から4番までにつきまして諮問いたします。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

司会

それでは議事に入ります。市民参加条例の規定により委員長が座長となりますので、委員長よろしくお願ひいたします。

出石委員長

はい、では早速審議に入りたいと思います。

まず審議事項、議事の1点目「平成22年度市民参加手続の実施予定（追加分）の評価」についてです。事務局から説明お願ひします。

宇田室長

はい、資料は、資料No.1-1と書いてありますものです。順を追ってご説明差し上げます。なお、お手元の参考資料1というのが、22年度市民参加予定一覧です。その網掛け部分は評価済みの案件です。白抜き部分が今回の案件と言う事になりますので、こちらも比較していただけるとよろしいかと存じます。

では、資料の1-1、これは、平成22年度の追加案件でございますので、実は、今は23年度ですからもう終わっているものもございまして、前回の会議が、延期されたという事でございますのでよろしくお願ひいたします。

では、1-1の案件です。行政活動の名称が、第二次四街道市子ども読書活動推進計画の策定。概要につきましては、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、第二次の四街道市子ども読書活動推進計画を策定するものです。計画期間は平成24年度から28年度の5カ年です。これにつきまして、市民参加手続の対象根拠は、6条第4項の任意の手続と言う事で実施を致すものがございます。実施する市民参加手続の内容でございますが、意見提出手続が計画策定の最終段階、23年の12月から翌年1月にかけて行われる予定です。

審議会等手続は、新たに四街道市子ども読書活動推進計画策定委員会を創設いたしまして、公募委員3人を含める委員が13人からなる委員会を今年度5回開催する予定です。

その他の方法と致しましては、アンケート調査と言う事で、すでに23年2月に実施されておりますが、小中高生、それから小中の保護者に対するアンケート調査を行うものでございます。

本件に対する市民参加推進本部のコメントは「適正である」でございます。よろしくお願ひします。

出石委員長

はい、じゃあ1件ずついきましょう。

では、ただ今の第二次四街道市子ども読書活動推進計画の策定に関する実施予定についてご意見等ございましたらお願ひします。

栗原委員

よろしいでしょうか。

出石委員長

はい

栗原委員

今回、市民参加手続の対象とする根拠ということで、第4項、上記以外の行政活動というところにチェックされています。実際に、市民参加手続の実施の箇所を見ますと、意見提出手続、審議会等手続、その他アンケート調査というように非常に市民参加手続を複数慎重に執り行う予定です。また、審議会につきましても、四街道市子ども読書活動推進計画策定委員会名称のもとに13名の委員を擁して審議していくという。

これが果たして、第4項の上記以外の行政活動というところに判断した理由というのが、今ひとつ私にはよく解らないのですが。これだけの内容を持っているのであるならば、市の基本計画と同等と考えて市民参加手続をとっていると解する方がよろしいと思うのですが。

宇田室長

はい、委員長。

出石委員長

はい。

宇田室長

所管が教育委員会学校教育課でございまして、担当と、第何号に該当するか打ち合わせをさせていただいたところ、子どもの読書の計画、専らそういう分野の計画でございますので、市の基本的な計画というものには至らないだろうというようなお話でございましたので、6条第1項第1号の該当ではなく、第4項に該当させたという事でございます。

出石委員長

はい、栗原委員どうですか。

栗原委員

私は、非常に手厚く市民参加手法を採用しておられるので、実態としてはいいのですけれども、これだけの内容を持っているのであるならば、基本計画に準ずるような重要なものではないかなという印象を持ったものですからお尋ねさせていただきました。別に内容としては、非難等何もございません。

出石委員長

はい、お願いします。

宮原委員

あの、教育基本計画ですね、あと、四街道の基本計画、若干二本立てになっている手続になっているのではないかとことです。四街道市の方も教育委員会の言を尊重して了承という形にしたのではないかと思います。なので、これでいいと思います。

栗原委員

とられている参加手続が多いので、私は別に問題はないかと思えます。

出石委員長

宮原委員が言われるように、これは個別計画です。なので、条例の枠組みからすると1号には入らない。ただ、今、正に栗原委員が仰ったように、それでも手続が充実しているというのは前向きに捉えてよろしいのではと思います。

その他いかがでしょうか。

よろしければ、これは「適正である」という事でコメントしたいと思えます。

では、次、お願いします。

宇田室長

はい。2ページ、資料1-2でございます。四街道市子どもルーム条例の一部改正でございます。これは、市民参加手続を実施しないという予定でございます。市民参加手続の対象とする根拠と致しましては、第1項第3号の市民の権利義務に関する条例の制定改廃に該当します。ただ、行政活動の概要は、子どもルーム保育料を表形式に改めるものでございますので、今は文言で記載されていた保育料の料金体系を表形式に改めて見やすくしたというみの改正でございますので、実施しない根拠と致しまして、6条第2項第1号軽易なものに該当するために、市民参加手続を実施しないものとしたものでございます。

これに関しましては、すでに3月に改正が施行されておまして、現在は改正後の条例に沿った内容で執行されております。これに対する市民参加推進本部のコメントは「適正である」ということでございます。

出石委員長

はい。では、この件についてご意見等ございますか。

中畷委員

質問ですが、お伺いしたいのは、あとから審議予定となっております3-1、平成22年度市民参加手続の対象としなかった行政活動の評価の中にも子どもルーム条例の一部改正があるのですが、それとの関係をうまく理解できなかったのでお尋ねします。

宇田室長

はい。ただ今、私がお説明申し上げたのは、22年度の予定ということで、追認という形をとっていただくべきものとしてのご説明でございました。

で、22年度の実施状況の審査が、議事の3番目に出てまいります。本日の議事の3番目は、平成22年度市民参加手続の対象としなかった行政活動の評価でございます。資料3-1がございしますが、資料3-1が子どもルーム条例の一部改正、これが手続の対象としなかった行政活動の実施状況ということで、後ほど評価していただくものでございます。

ただ今の説明は予定の追加ということのみでございます。

出石委員長

3月28日に委員会をやっていけば、その時に今の件が審査に付され、今日が議題の3を審査するということですね。

中畷委員

はい。同じ案件ではあるけれども、予定というのは事前にあるのだから、それがこの件ということですね。わかりました。

出石委員長

ではそのほか、如何でしょうか。ご意見等ありましたらお願いします。

一応、確認なのですけれど、これだけのために改正したのですか。文言を表にするためだけにこどもルーム条例を改正したのですか。普通、条例改正って、他に理由があって併せ改正することが多いのですけど。そうだとしたら、何か他の案件があって、他の要素があったらそれを記載しなければならないじゃないですか。

宇田室長

本条例は、別表に保育料が記載されておるのですけれども、改正は、別表のみでございます。正しくそのとおりです。

出石委員長

今回、金額も変わらないということですか。

宇田室長

はい。

出石委員長

金額が変わる場合には、おそらく市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関することに該当するのですが、今回は、本当に形式的な改正だけを行ったのですか。

宇田室長

はい。そのとおりです。

出石委員長

珍しいですね。わかりました。

では、「適当」とします。

では、3点目お願いします。

宇田室長

はい。資料No.1－3でございます。名称が、四街道市都市公園管理条例の改正でございます。

その概要でございますが、都市公園内における使用料又は占用料の徴収期間の設定を、道路や市有地等、他の施設と統一するために、現行の6箇月と規定されているものを、1年に改めるものでございます。料金設定のサイクルを6箇月から1年に伸ばすと規定し直したというものでございます。

この条例に関しましては、市民参加手続の対象の根拠と致しまして、1項3号、市民等の権利義務に関する条例の制定改廃でございます。

なお、実施しない根拠といたしましては、第5号の市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するものでございまして、詳しい理由と致しまして、都市公園の使用料、占用料の徴収期間の見直しを行うものでありその他金銭の徴収に関するものに該当するため、という事でございます。料金が変わるということではなくて、料金の徴収期間の設定を変更するというものでございます。

市民参加推進本部のコメントは「適正である」でございます。よろしく申し上げます。

出石委員長

はい、都市公園管理条例の改正で市民参加手続を実施しないということですが、これについてご意見はございますか。

これは、条例改正の時に議論したところですが、市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するものは市民参加の対象としないという結論が出ております。

ので、この委員会としては、適当であるとするしかないと思いますね。よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

出石委員長

はい、では「適当である」とします。

それでは4つ目、申し上げます。

宇田室長

次、資料No.1－4でございます。四街道市使用料条例の改正でございます。

これは、道路管理課の所管でございます。概要と致しましては、市営駐車場、四輪車ですね、市営駐車場の利用率向上を図るため、駐車場料金を値下げするものでございます。

市民参加手続の対象根拠は、第1項第3号、市民等の権利義務に関する条例の制定、改廃に該当します。

実施しない根拠としたしましては、市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもので、詳しい理由は、市営駐車場の駐車場料金の見直しを行うものであり、その他金銭の徴収に関するものに該当するため。ということで、市民参加推進本部のコメントは「適正である」でございます。

よろしく願いいたします。

出石委員長

はい。この使用料条例の一部改正ですが、論点は先程と同じでございますけれども、ご意見等ございましたら申し上げます。

はい、ではよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

出石委員長

では「適正である」といたします。

この際、委員長から1点だけ申し上げておきます。

この件ではないのですが、今回は2件金銭徴収の件がありましたが、現在、地方自治法改正が検討されていて、金銭徴収に関する条例改正或いは制定については、現在、直接請求ができないのです。住民が有権者50分の1の署名を集めて、例えば市税条例を減額するとかの改正についての条例を請求することは、地方自治法上できないのです。これが根拠になって、こちらの条例も、市民が意見を出せないという事になっているのですけれども、地方自治法のその部分が改正される予定もあるのです。ただ、地方団体と総務省の間で若干意見が食い違っているのですが、もしかすると、改正案が出て通れば、四街道市に限らずいろんな自治体で拠り所にしていない部分が無くなりますので、また3年後(2年後かな)の見直しの中では、検討材料

になる可能性があるということで、一応申し上げておきます。

はい、それでは議事の1につきましては以上ですが、よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

出石委員長

はい、それでは議事の2、平成22年度市民参加手続の実施状況の評価についてを議題とします。こちらにも7件議題がありますので、1件ずつお願いします。

宇田室長

では、議事の2に関しましては、参考資料の2・3をご覧ください。平成22年度市民参加手続の予定一覧と実施を対比させた表を参考資料として作りました。よれによって、予定がどうだったか、予定されたものが実施できたかという観点でご覧いただければと思います。併せてご参照いただければよろしいと存じます。

まず、資料No.2-1、市民参加条例の一部改正でございます。概要と致しましては、申し上げるまでもなく市民参加条例の一部改正で、これを条例附則に基づいて見直したものでございます。

市民参加手続の対象根拠は、1項2号、市の基本的な事項を定める条例の制定改廃に該当します。

計画等の決定時期が平成22年8月6日という事になっております。この計画等の決定時期というのは、市の改正案をまとめ上げた日ということでご理解いただきたいと存じます。

その次の枠の行政活動実施時期、これに関しましては、条例の施行日であります。22年9月30日施行という事になります。

総括表をただ今ご覧いただいておりますが、意見提出手続に関しましてこの表のとおり、意見交換会手続に関しましては22年の2月24日に周知を致しまして3回実施させていただいております。審議会等手続についても、21年の8月から22年の2月にかけて実施しています。その他の方法でアンケート調査、これは既に評価済みでございますので、今日の案件は上の3つという事になります。

それでは、1枚めくって頂いて審議会等手続からご説明させていただきます。審議会等手続に関しましては、審議会の名称がこの委員会でございます。委員数は8名、うち公募委員4名。意見を求めた日は、21年8月に諮問いたしましたして、その後4回会合を開いて頂き、答申が22年3月30日に頂いております。

意見の取扱いの結果でございますけれども、意見の有無は有り、意見を反映した件数が27件、意見を反映しなかった件数が2件、その結果の公告日が22年7月15日に行うと共に併せてホームページでも同時に公表をしております。

市民参加推進本部のコメントは「適正である」。

なお、添付資料と致しまして、2ページ、これは、結果公表告示文の鑑でございます。次のページ3ページと4ページがその添付書類でございまして、3・4ページは審議会に諮った資料を全文告示は致しておりますが、本日添付いたしましたのはそのうちの2ページ分で、以下省略とさせていただきます。次のページ5ページが市民参加条例の見直しに関する四街道市市民参加推進評価委員会の意見の概要とそれに対する市の考え方で、答申の概要と市の考え方を対して、区分で、意見を反映したもの或いは意見を反映しなかったものという対比をしております。これが6ページから10ページまで、全29件の意見に対して市がどのように考えどのように取り扱ったか、これを公表させていただいております。次のページ11ページがそれをホームページで周知した記事のコピーでございます。審議会等手続に関しては以上のと



おります。

手続毎に審議いただきますか。

出石委員長

案件ごとに審議しましょう。

宇田室長

かしこまりました。

次に資料2-2-②、意見交換会手続でございます。

意見交換会手続につきましては、周知の公告日が22年2月24日、開催日から起算して23日前という事で実施を致しました。その他の周知方法と致しましては、市政だより広報、ホームページ、その他としてポスターチラシで周知を致しております。

実施に関しましては、3回実施いたしまして、3月2日、3月19日、3月20日の3回、実施日時の設定の特徴と致しまして、土曜日の開催、市内各所での開催、出前意見交換会の開催を設けると共に書面での意見提出も可とさせていただいたところです。参加延べ人数が23名。

実施の結果に関しましては、意見の有無が有りで、意見を反映したものが7件、意見を反映しなかったものが19件、その他感想等が10件。その公告日が22年7月15日になっております。同時にホームページでも公表も致しております。

市民参加推進本部のコメントは「適正である」でございます。

1枚めくりますと、意見交換会手続の実施の公告文でございます。その添付書類といたしまして討議資料を添付いたしました。これが3ページ4ページ。その他の資料に関しましては省略させていただきました。市政だよりの記事が5ページ、意見交換会の広報を行っております。次の6ページ目がホームページでの意見交換会の周知の記事でございます。7ページ目がチラシによる広報でございます。次の8ページ目でございますが、実施結果の公告、その添付書類といたしまして9ページ目、意見交換会における意見の概要と市の考え方です。その内容が12ページまでございまして、意見の概要と市の考え方、意見の取り扱いを記した資料となっております。同時に市のホームページで公表しておりますので、その記事が13ページでございます。

以上が意見交換会手続。

資料2-1-③、これが意見提出手続でございます。

意見提出手続の公告日は22年7月15日、市政だよりとホームページでも同時に周知を致しております。実施期間が7月15日から8月4日までの20日間、これは告示日を含まない20日間という設定です。

意見の提出人数は1名で13件、その意見の取扱いの結果でございますが、意見を反映したがゼロ、意見を反映しなかったが4、その他感想等が9ということで、その結果の公告を8月6日に行い、同時にホームページで公表を致しました。

市民参加推進本部のコメントは「適正である」。

添付書類は、意見提出手続の実施の公告文書の写しが2ページ3ページ、4・5ページが条例改正の骨子、これは添付書類。6ページ目が周知の旨の市政だよりの記事。7ページ目がブリックコメントの周知のホームページ記事でございます。実施結果の公告文書が8ページ。その添付資料が9・10ページで、意見の概要と市の考え方をまとめたものでございます。11・12ページがホームページ内容という事になっております。

以上、3手続が市民参加条例の一部改正でございました。よろしく願いいたします。

出石委員長

はい、こちらについてです。まず1点ですね、皆さんに気をつけていただきたいのですが、市民参加条例改正前の内容でやっているということです。例えば今の意見提出手続は、現在の条例では期間が30日なのですが、この時は20日です。本件は20日で満たしている訳ですね。なので、ちょっとやりにくいのですが、配られてある現条例でいくと違うということですね。改正前の時の市民参加です。そのあたり、事務局もこの後の説明の時に付け加えていただけますか。

それでは、皆さんからご意見ご質問がありましたらお願い致します。

三木委員

質問というか。資料No.2-1-②の意見交換会手続の資料の1ページ、意見交換会手続での意見を見ると、結構、市民提案手続に関する意見がありました。

区分としては△で、条例事項ではないという趣旨だと思うのですが、市民参加手続は行政が行うものに対して参加するというものに対し、この市民提案手続は、時期の制約はありますが市民が主体的に提案ができるという、市民による主体的参加する唯一のというか、そのような規程の部分で、これだけご関心があるということなので、恐らくこれはもう少し運用上の工夫とか、これを推進してゆくための工夫なり情報提供のあり方とか、周知のあり方を検討した方がいいというサインなのかなと思います。

せっかく、このように具体的関心があると思うので、もう少し工夫が出来れば、場合によっては、本来はこの委員会で広報のあり方とか周知のあり方とかを検討してもよいのかなと、そういう感想なのですが。

検討いただける範囲があれば検討していただきたいと思います。

出石委員長

今の点について事務局から何かありますか。

宇田室長

はい、昨年度の9月1日より文化センターの一室においてみんなで地域づくりセンターというものをオープンいたしました。これは主に市民協働を实践するうえでのコーディネーターを配置して市民協働を推進していくという位置づけであり、このような市民提案に対しても、コーディネーターがアドバイスをして市民の意見を取りまとめるという職務も担いますので、こちらについても市民提案の助長のためにいろいろな広報をこれからしてゆきたいと考えています。

出石委員長

感想というか、今後に向けてという形でよろしいですか。

三木委員

はい。

栗原委員

私もやはり感想なのですが。

その前に、意見交換会手続の資料の9ページの実施状況のところの3月19日と20日の曜日が間違っています。そのページの上も違っています。実際には平日と土日に行われたという

事で。これですと火曜火曜土曜という形になっています。ミスだと思いますので直しておいていただきたいと思います。

あと、この市民参加条例の改正というのは市民参加にとっては非常の重要な事柄で、本来、市民が最も関心を抱いて頂かなければならない。条例改正につきまして、審議会等手続についてはこの委員会の中で大変な議論を重ねておりますので、これにつきましては全く問題ないのですが、他でも意見交換会それから意見提出手続どちらもこの委員会の中では、市民参加手続が適正に行われたかというところのチェックしかできませんので、この資料からみますと適正に行われているという見解を出さざるを得ないのですけれど、実際には意見交換会手続も平日と土日を使っても23名の方々、とりわけ3月20日は2名の方しか参加していただけていない。

また、意見提出手続に関しましては13件出てはいますけど、実質出された方は1名しかいなかった。

手続そのものは適法に行われ、各種色々な事柄をやられているのですが、現実的にはやはり参加者が非常に少ない状況になっている。これについて、より市民が参加していただける環境を作るにはどうしたらよいかという事を事務局の方でもこれからご検討をいただきたい。

とりわけ市民参加条例そのものが、これは私が実は意見交換会の1回目の意見交換会を傍聴させていただいたのですが、非常に問題意識を持った市民の方々が集まっていたいて意見を述べられたのですが、そのような方々でも市民参加条例の仕組みを正確に理解しておられる方があまりいらっしゃらなかったのですね。意見交換会もある意味、市民参加条例の説明会のような形になっていて、その説明を終えた後に意見をいただいてこのような形になっているのです。それだけ、市民参加条例そのものがなかなか市民の中に浸透をしていないのではないかと。

この委員会では、手続が適正かというところの審議しかできませんので、それ以上深く入ることはできませんけれど、市民に分かりやすい表現・言葉づかい、よりやさしい言葉を使った条例というものがあってもいいのかなとも思っておりますし、より、市民が市民参加条例を理解していただいて、非常にたくさん参加していただいて、意見をあげていただけるような仕組み作りを事務局の方でこれからもお考えいただきたいなと思います。

感想です。

#### 出石委員長

はい、では、今のご意見という事で、この市民参加条例をしっかりと理解していただける周知活動と、あとは、たぶん、案件ごとに意見提出手続とか意見交換会手続とかを実施することをしっかりと周知するが、また次の参加を増やしていくという重要な所だと思います。

四街道市に限らずどこでもこのような状況にあるのですが、栗原委員のご意見はしっかりと受け止めていただいて、今後更に市民への浸透を深めるよう努力をしていただきたいと思います。

では、そのほか。はい。

#### 中寫委員

今、栗原委員が仰った点なのですが、曜日の件については、チラシを見ると3月19日が金曜日、3月20日が土曜日だとするならば、シートの日付もちょっと違うので、何が正しいのかわからない。参加が少ないのではないかという話が栗原委員からあったのですが、出前も含めて意見交換会を3回やっていただいて、大変良かったと思うのですが、やはり、時間と曜日の設定で、平日の昼間と、昼間だったら参加できない方もいらっしゃいますので、夜の時間帯にやっていただくとか、土日でも、朝一の時間帯でなくお昼前後とかは参加しやすいのかなとか、そのような工夫をしていただけるともう少し増えるのかなという気が致しました。

全般、人数は少なかったのですが、委員会には逐一ご報告を頂いており、特に異論という事ではございません。

三木委員が仰った市民提案手続については、やはり件数が少なくなっている。課題もありますので。個人的には、この市民提案手続等制度でいいのか、これが本当に市民のニーズとか提案を吸い上げていくのに適しているのかという課題ももしかすると本質的なところであるのかも知れませんが、ここの委員会で考えていくべき課題かなと思っています。

出石委員長

はい。ではこれは意見という事で。

中畠委員

はい。

出石委員長

他はいかがですか。

それでは、先ほど栗原委員も仰っていたのですが、制度の改善等の意見はしっかりと受け止めたうえで、この各々の案件について手続上の適正について委員会としてコメントして参りたいと思います。

まず、資料No.2-1-①、審議会等手続についてのコメント。こちらについては、「適正である」としてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり。)

出石委員長

はい。ではそのようにしたいと思います。

次。資料2-1-②、意見交換会手続。

これについては、今ご意見がありまして、市民参加推進本部コメントのところの一つ目、条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)ですね。ここも適切ですけど、ただ、先ほどご意見があった時間帯等の工夫によって参加が増えるような努力をすることが望ましい。というようなコメントを入れてもいいような気がするのですが如何でしょうか。

(「いいと思います」という声あり。)

出石委員長

結果ですけど、それは付けても構わないですね。

条例上は21日前までに周知するとあるのだけど、それはそれとして、先ほど意見があったのは、土曜日の朝一番よりは色々な方が参加できる時間帯の方がいいのではないかという意見が中畠委員からあったのですが、そういう意味で、今私が申し上げた「開催時間等を考慮し参加が増えるような工夫に対応するのが望ましい」を加えるということ。

中畠委員それでいいですか。

中畠委員

光栄です。

出石委員長

では、ご異存がなければ、そのようにコメントしたいと思います。

では3つ目、2-1-③、意見提出手続。

こちらについては確かに1名しか出ていないのですが、これは、栗原委員が仰った対応・周知徹底は必要ですが、ここについては、手続きとしては「適正である」という事でよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり。)

出石委員長

はい。ではそのようにいたします。1件目はこれで終わりです。

続いて2件目、都市核北周辺地区整備計画をお願いします。

宇田室長

はい。資料No.2-2が総括表になっています。

参考資料2の表の2番目が本案件で、参考資料を見ていただくと、白抜き部分がアンケート調査でこれは22年度に実施しており、その他の部分が今後の実施或いは審議会等手続が審議中という事になっておりますので、22年度に関しましては、その他手続のアンケート調査のみという事になってございます。

総括表をご覧くださいと、この計画の行政活動の概要は、都市核北周辺地区の総合的かつ効率的な整備計画を策定するものでございまして、23年度新規策定という予定にはなってございます。

1枚めぐりまして、2-2-①、その他の方法でございまして。方法名はアンケート調査でございまして、方法の概要は、18歳以上の市民3,000人を無作為抽出し、訪問配布、訪問回収によりアンケートを実施したものです。

周知は21年11月2日、21年に実施して22年3月までに回収をしております、その後意見を取りまとめまして結果公表をしたのが昨年度です。ということで、22年度の実施案件としてあげさせていただいております。周知方法は、その他の方法ということで、訪問して調査票をお渡ししたという事です。

実施期間が21年11月2日から翌年の3月8日まで。

結果に関しましては、意見の取り扱い2,012人の回収で回収率は67.1%。で、報告書として取りまとめて都市核北周辺地区整備計画策定のための参考資料として活用するというものでございます。特記事項と致しまして、訪問面会による配布と回収を行い、回収率向上に努めた。回収困難な場合は郵送回収としたということで、広報には昨年6月15日、ホームページにも昨年6月15日に調査結果を公表致しております。

コメント欄は、その他の方法なので法令等の遵守事項等は御座いませんので、周知・意見の取扱欄が○としてありまして、「適正である」となっております。

添付資料と致しましては、市政だよりに掲載した周知の報告が2・3ページ、それから、ホームページが4ページ、アンケート調査の報告書の抜粋が5・6ページということでお願いします。

出石委員長

はい。では、ただ今ご説明いただきました都市核北周辺地区整備計画の策定です。

ただ、今回はその他の方法のみが対象となっております。ご意見ご質問等をお願いします。

草野委員

はい、すみません。

出石委員長

はい、草野委員。

草野委員

まず、アンケートって一般的にこのぐらい時間がかかるものですか。というのが一つ。

それから、この問題は市民が結構関心が高いのではないかと思われるのですね。で、24年3月には計画を決定するという段階で、今まだ全体的なパブリックコメントをいつ行うかとかのスケジュールが無くて、24年3月に果たして策定できるのかなという疑問がチラッとあるのです。もともと22年6月にこのような結果を出して、24年3月にこのような結論を出すのだという長期的な計画だったのかどうか。その辺は、手続きとの関係は全然ないのですが、ちょっと疑問を持ったので、判っていればお話しいただければなと思っていますが。

宇田室長

はい、委員長。

出石委員長

はい、お願いします。

宇田室長

参考資料の2・3のナンバー2が、本行政活動になっておりまして、全部で5つの市民参加手法を実施することになっております。審議会等手続に関しましては、すでに21年度から入っておりまして、現在も審議中でございます。で、その他の手続のアンケート調査が終えたところです。市民会議手続を予定しておりますけど、これも22年度から開始する予定ではございましたけれど、未着手という段階です。意見交換会手続は23年度に実施ということで未着手。意見提出手続は最終段階という事で未着手です。

草野委員さんが今「これで23年度末には策定が終える予定になっているのか」と仰いました。実際は、24年度末にずれ込んでいるというのが現状でございます。そのことがこの一覧表に反映されておりませんで、実は、審議会等手続の中で策定の遅れについても未審議とのことから、一応、当初の公表通りの23年度末というところはまだ崩せないというような状況でございますので、実質的には1年後送りということと、総合計画等の見直しも予定されておりますので、そことの兼ね合いもあるということです。実情はそのような状況となっております。

草野委員

わかりました。

出石委員長

だいぶ詳しく話されましたが、要は23年度末を目指してやっているけれども、時期については遅れるかもしれないということですね。

草野委員

はい、結構です。

出石委員長

その他はいかがでしょうか。

三木委員

スケジュールが伸びるというのは、まだ確定ではないけど、おおよそそうだという方向の話ですよね。だから、この期間までにやらなくてはいけないから、市民参加手続を省略したいとか仮にそういうことが発生した場合って、条例上の手続って別に整備していないのですよね。

やりませんでしたという報告が事後に来るということですよ。

出石委員長

条例上は、意見提出手続プラスもう一つやるという事になっていて、今回の事例から言えば5つでていますけれど、仮に、時期の問題があるから例えば市民会議手続は結果省略したとすると、結果として出てくるだけでしょ。今の条例では結果の時にこれはやらなかったと。で、それがどうなのかということですね。これでいいですか。

宇田室長

運用上はそのとおりです。

出石委員長

三木委員、どうですか。

三木委員

市民参加手続って、全体のマネジメントができていないと、そもそも手続ができないという構造になっているのですよね。

要は、この時期にこれを予定していくという事をはめ込んでおかないと一定の期間がかかることでもあるし、やればいいというわけでもなくそれまでの間に市の機関の中で調整もしておかなくてはいけないという中で、ここはある程度予定は全体の中ではまってないとそもそもできないというものなので、予定がいろんなケースでかける時期が延びるとするのは、私は問題だとは思わないのですけれど、そこがちゃんとしないままズルズル伸びていくと、そもそもこの条例を作った意味がなくなってしまう。というところがあるので、そこを少し心配というか懸念をしています。という意見を申し上げておきたいのです。

出石委員長

はい、では、事務局いかがですか。

宇田室長

この案件に関しましては、実施担当から相談を逐一受けておりまして、実施時期が遅れるということですが、これらの手続は全て行っていく予定であると聞いておりますので、マネジメントをしっかりこちらで担っていきたいと思います。

出石委員長

これですね、私も気になるのでね、できれば、今回はいいのですよ、もし変更が予想される手続、当初予定では出したのだけどいろんな社会情勢等で変更しなくてはいけなくなってきたと、結果報告になって、その時に開いた市民参加推進評価委員会のその他議案で経過報告をしていただけませんか。変わる場合ですよ。そうすれば、一旦はこの委員会で把握することができるのではないですか。

終わった結果でいきなりやらなかったという事では、この委員会の位置づけって何なの、という事になってしまいますのでね。

そういう風に運用上できた方がいいと思いますので。ちょっとご検討ください。

三木委員

もう一点、非常に細かいことですが、今回、アンケートは訪問面会による配布と回収という事で、これはどなたが配布をなさったのですか。

宇田室長

はい、調査員を委嘱致しまして、市の事業を委託した嘱託という身分で訪問し配布回収をいたしました。

三木委員

嘱託とか、一定の身分をお持ちになってやってらっしゃる非常に良いことだと思うのですが、どうしても住民の方が住民の方の所に訪問するという形なので、回収の方法とかは、例えば封筒の中に入れて回収しますとか何か工夫はなさっているのでしょうか。

宇田室長

はい、全て国勢調査と同様のプライバシーの保持、これに準じた扱いになっていますので、封入というような方法で提出して頂いている方がほとんどでした。

三木委員

はい。是非そうしていただけると。

場合によっては、今回はあまりそのような事で躊躇する内容でもないかなとは思いますが、場合によっては利害対立のある話もあつたりすると、やはり、自分がどういう意見を持っているかという中身を見られることによって答えにくいとか本当の事は答えないとかなってしまつとチョット本末転倒なので、引き続きご配慮頂ければと思います。

出石委員長

はい、他はよろしいですか。

三木委員

もう一つ、物凄く細かいところなのですが。

年度の使い方が平成と西暦が混ざっていてちょっと私としては不思議な感じがして、統一していただいた方が資料としては見やすいですが。

出石委員長

公表方法の所は西暦になっているのですね。これは多分、広報が西暦で表現していてそれを引っ張ってきたのでしょ。

役所ですから和暦だと思うのですが、統一する必要があるので、これはそうしてください。

ここは、修正を願います。

宇田室長

はい、承知しました。



出石委員長

では、今のところを修正していただいた上で、この案件については、手続きとしては「適正である」という事によろしいでしょうか。

(「はい」という声あり。)

出石委員長

はい、ではそのようにいたします。

では、もうちょっと進めましょう。

次、お願いします。

宇田室長

はい。

資料No.2－3ですね。災害時要援護者支援全体計画の策定です。

これは、概要は、災害時に民生委員、自治会、社会福祉協議会等の協力を得て、災害時要援護者の安全を確保するための避難支援計画の策定を行うものでございまして、6条4項の規定による実施でございます。

昨年度、意見提出手続、意見交換会手続の両方を終わってはおりますが、意見提出手続について、実施した後に震災が起きてしまい、その後の手続が今年度にずれ込んでしまいました。なので、昨年度におきましては、意見交換会手続の未実施した結果という事になっておりますので、意見提出手続に関しましては未了という扱いにさせていただきたいと存じます。当然のことながら、計画策定は23年度に入ってからという話になっております。

では、資料2－3－①、意見交換会手続の実施シートでございます。

意見交換会の公告日は11月10日、開催日から起算して27日前。条例では21日以上前ということで、27日前に広告を実施しております。同時にホームページ、その他自治会長への郵送という事で周知をしております。

実施に関しましては12月7日、1回という事で10人の参加で実施をしております。

結果の取り扱いでございますけれども、意見が有りで、意見を反映したものが6件、意見を反映しなかったものがゼロで、その他感想等が5件でした。この意見の取り扱いに対する広告を1月31日に行い、同時にホームページで周知をしております。

推進本部のコメントは「適正である」。

添付資料と致しましては、周知の公告文が11月10日付で行ったもの、それから、3・4ページ目が周知の時に添付した計画書の案、2枚添付しており以下省略させていただきます。5ページ目が周知の時のホームページの記事。6ページが実施結果の公告文の写し、その添付資料と致しまして、7・8ページに意見の概要と意見に対する市の考え方をまとめたものを添付しております。最終の9ページが結果の広報したホームページ記事の写しとして添付してございます。以上よろしく申し上げます。

出石委員長

はい、ではこちらについて委員の意見をお願いいたします。

中嶋委員

総括表の方で、意見交換会手続は行われたので、参加者数は記入しなければいけませんよね。

宇田室長

はい、失礼をいたしました。

中嶋委員

それで、先ほど、震災の関係で意見提出手続は保留になっているということだったのですが、詳しい内容に関心があるのですが、たぶん、災害時要援護者支援全体計画などは、あの災害を見てしまうと、これでいいのかとお考えになる方がもしかしたらたくさんいらっしゃるのではないかと思います。今の時点で、再度ご意見を伺ったりすると違って来るかもしれないという事も考えられるのですね。

だから、手続きとしては問題がないと思うのですが、淡々と進められるのではなく、そのような状況も鑑みて計画策定を進めていただければという感想とか思いを持ったところでは。

宇田室長

実は、この計画は行政活動の名称にも災害時要援護者支援全体計画となっております。ですから、全体計画でございますので、基本的な事項について述べているというものに留まっております。この全体計画が策定された後に、個別計画というものを策定する準備がございます。どういう方々が対象者かという、高齢者の要援護者、要介護者或いは障害者等に対してどのようなフォローをして行くか、地域の方或いは民生委員さん等と個別に詰めて計画として策定されていくという事でございます。恐らくその個別計画の方に今回の震災でのいろいろなところが反映されていくのではという想定です。その点はさほど懸念されるものではないと存じます。

栗原委員

ちょっとお尋ねしたいことがありまして。

この災害時要援護者支援全体計画というものの中味がよく解らないので、お尋ねしたいのですが、意見交換会手続の資料4ページ目を見ますと、計画書の目次だけが載っているのですが、目次の3番目に災害時要援護者情報の収集となっていますね。これは市民の個人情報のある程度収集しなければこのような計画は作れないのではないのか。これが、市民参加手続の対象とする根拠の第4項に該当するというので、本当にいいのかというような気がするのですね。

宇田室長

はい。実は、災害時の計画と致しましては、市の基本的な位置づけと致しましては地域防災計画という大きいものがございます。この当該計画に関しましては、個別計画の位置づけに該当するものであるという認識から、6条1項1号に該当させないで6条第4項の任意の手続が妥当であろうということで、予定の時もそのような形でお話をさせていただいた次第でございました。

栗原委員

私としましては、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入に近いのではないかという気がするのですが。

宇田室長

確かに、今仰った目次の第3項目の要援護者情報の収集と共有、これにつきましては、行政

で持っている要援護者の情報を自治会さんと共有しましょう、民生委員さんの持っていらっしゃるものも自治会の役員さんと共有しましょうという画期的な位置づけになっているものがございますけれども、ただ、個別計画の色合いを考慮致しまして第4項の規定を該当させていただいたというものでございます。

三木委員

ちょっといいですかね。その件で。

出石委員長

はい。

三木委員

多分、この全体計画を作ったからと言って個人情報の目的外利用・外部提供は適法化されないというのが大前提だと思うのですね。

基本は、個人情報保護条例に基づいて所要の手續きを取って、条例上、可とされない限りは共有ができないという構造になると思うので、この計画を持って直ちに共有や収集ができるという事ではないのではないかと。

ですから、そういう拘束をするような計画の策定には該当しないのではないかな。と思います。私はもともとその分野の人間なもので。一言。

で、各地の実際の計画としてこうしましょうという大きな行政としての方針を決めた後に、条例上適法となるように、必要に応じて個別に引かかる条例との調整を行うということなので、おそらくそうなのではないかと。

出石委員長

はい。あの、結構難しい問題で、三木委員が仰るようにそこまでの拘束力はないのだから、そうとなると個別計画だというロジックができるのですね。また一方で、栗原委員が仰るのはよくわかるのです。本当にこれがその他でいいのか。ここは重要な所ですよ。何故かと言うと、その他というのは、行政サイドのなんですね。市民参加手續を実施する事ができる、なんですよ。それに対して、1項の方はしなきゃいけないのです。

これは凄く大事なところで、という事は、もしこの時に自治防災課が「これは個別計画だからあたらな」と言ったら、これは市民参加手續はいらなのですよ。果たしてそれでいいよという議論は間違いですね。

ということは、これはもしかすると条例上の論点なのです。市民参加条例自体がまだ改善の余地があるのだということです。運用だけでいってしまうと、運用だと今言ったとおりになっちゃって、たまたま自治防災課はやろうと言ってくれたから良かったのだけれども。たぶん、政策推進課においてもわからないですよ。出てこなければ。それは怖いものですから、引き取らせてもらおうと、これは問題として押さえておいてください。今後の見直しがそんなに遠くない。3年ですから始まりますよね。今新しい条例が始まったばかりですけどね。そういう意味では、この論点をしっかりと押さえ、今日の案件で2つ目ですからね。

あとはただ位置付けとしては、今回は、栗原委員、申し訳ないのですが、こうして挙がってきたこともあって、それから、今の論点があるので、予定では確かにこれで審議していただきますので、今回はこれで留めておいて、今後の問題として、ちょうど中間になるようなものは裁量ではなくてちゃんとかけられるような事を検討してもらおうという事でいかがでしょうか。

栗原委員

別段、第1項に入れても問題はないのだろうなと私は思うのですが、ただ、参加手法が制限されるかどうかだけですからね。

出石委員長

もう少し議論してみたいと思いますが、他の委員はどうですか。要は、結果的にはやっているからいいのだと思いますが。拾うとしたら1号なのか、5号なのか。ですか。

草野委員

私もこれを読ませていただいたのですが、個人情報の件は、三木委員の仰るようにこの中でも個人情報は別途扱い手続をするという話になっています。あとは、どちらに当たるかです。

栗原委員が仰るように、中身的には個人情報なども含めましてかなり住民の問題に入り込んでいます。わたしはそのあたりの解釈が良く解りませんが。

栗原委員

私も、中身がわからないので悩みます。ただ、このような要援護者を支援するといった時に何らかの強制力が生まれぬのかと。例えば、障害を持った方或いは言葉が話せない方はこういうところに集まっていたきたい、ということが出てきた時に3号の権利義務もあるのですが、何らかの強制力が生まれることが考えられるのであれば、やはりちゃんとした市民参加手法を取っていただくべきじゃないのかなと思うのです。

中身がわからないから…

草野委員

全体計画では、仰っている事は正にその通りで、個別計画では今みたいな事をやらなければいけないだろうと思うのですけど。

これは、ですから、そういう枠組みを作ろうということだけですね。ですから、中身が個人的にという話はここでは関わらないような感じです。自治会ですとか民生委員がそのような枠組みの中に入ってやってくださいということをこれから計画して行きますという、ある意味理念的な感じを私は受けています。個々を読んだ限りではね。

栗原委員

私もわからないので何とも言えません。

三木委員

1項5号は制度ですよ。これというのは、条例規則等に基づいて行う一定の仕組みや制度をいうと条例の解説には書いてあって、例を見ると、ごみの分別方法とか通学区域制度などがあるのですが、これは要綱等に基づくものも含め、計画類とかは含まないという解釈ですか。

宇田室長

6条1項5号。これはですね、どのようなものが該当するかという判断に私どもも相当迷いまして、既存の条例で謳われていなくて重大な影響を及ぼすものと言ったら何があるのかというように捉えたわけです。

今、まさしく論点になっているように、当該案件ですね、要援護者支援全体計画、これも、市民生活に重大な影響を及ぼす制度と言えば制度という解釈もできる訳ではございますが、計画というくりの中で私どもは捉えさせていただいたわけで、第4項に該当させたという経緯がございました。

この案件は、実施案件でございますので、予定案件で出した時にはそこまでは議論には至っていなかったのではないかなと思いましたが、私どももちょっと迂闊だったかなと思いが、これはちょっと宿題にさせていただきたいと存じます。

### 三木委員

解説書では一定の仕組みという書き方がされていて、一定の仕組みにはいろんなものがあって、計画によるものも一定の仕組みであると言える訳で。計画と、そのほか明文化された要綱も含めたルールというものとは、若干性質が違うかなとも思うので、当たらないかなとも思いますので、運用上整理できるのであればして頂きたいと思います。

### 出石委員長

本当は、1号の方が近いかなと私は思います。災害時の全体計画というぐらいいいね。災害時の要援護者に対するこの計画が基本計画であって、先ほどいみじくも事務局が仰ったその下にその後いろんな計画をぶら下げていると仰ったですね。そんなような扱いができないか、そっちの方がむしろいけるような気がするのですが。ま、その時の説明で、地域防災計画も出てきましたよね。でも、それを言い始めると基本計画の下に基本計画がぶら下がりますからね。それを言っちゃうと、総合計画の基本計画以外は全部個別計画ってなってしまうよね。私は、もし採るなら1号で市民参加手続をちゃんとやるという、まあ、確かに実施予定では4項で掛っているのですが、合意が得られるのであれば、こういうものはやはり1項1号で扱っていいのではないかという委員会の提案はできるのです。或いは、これはこのまま出しておいて、シートには書く所はないのですが、実施シートに書いていいのかわからないのですが、委員会のコメントとして、こういうものは運用上4項よりも1項1号として扱うことが望ましいとする事はできます。

### 三木委員

条例の趣旨及び解釈を見ると「行政活動の個別分野における市の基本的な方針や政策等を定める計画」は1号に入ると書いてあるのです。だから、個別分野における市の基本的な方針とする時の例示で地域防災計画などが入っていて、基本構想基本計画など自治体全体のものと、それにぶら下がる個別分野の基本的な方針というのと、更にその下に今回のように要援護者支援計画がぶら下がっている。といった時に、何をもってここに入るのかというその整理をしてくださということに等しいのかなと思います。

### 出石委員長

ま、宿題にしましょう。

栗原委員申し訳ないのですが、そのつもりでいきます。では、手続きはしているのですが、ただこういうケースは先程もあつたし、今後の論点として挙げておきましょう。

その他、この件についていかがですか。

### 栗原委員

意見交換会手続の周知方法の欄で、ホームページの他にその他で自治会長へ郵送という形になっていますが、これは要援護者を支援するために自治会長というのは当然わかるのですが、援護が必要となる想定する弱者の方々の代表とかにも事前に通知をしてですね、ステークホルダーという訳ではないのですが、利害関係者に該当するのではないかなと思うので、自治会長だけでは無くてもうちょっと広い範囲に事前に周知していただければよかったですのではないかなと思います。

出石委員長

どこの部分ですか。

栗原委員

意見交換会手続の周知の欄のその他の周知方法の部分で、利害関係人になるのであろう方々の意見もできるだけ聴取する方向で考えていただきたいと思います。

出石委員長

その点はコメントになるかもしれませんが如何でしょうか。

より広い周知を図るべきであるというようなコメントとなると思いますがよろしいでしょうか。では、それを入れます。

その他、如何ですか。

私から一点あるのですが、意見提出手続は未だ未了となっていますよね。他方、意見交換会手続は完了させて広告までして、結果を出しているのですけども、たまたま意見提出手続は2件しかないのですけど、それでまた変わってしまったら、その場合どうするのですか。

というのは、実は、このような手続は行政手続法上の考え方は、その結果公表と政策決定とは同時です。一方、自治体の市民参加手続というのは、事前ですよ。事前はともかく、はっきり固まっていないのにこのように公表してしまって大丈夫ですか。

宇田室長

意見交換会手続の結果を踏まえて案を修正した後に意見提出手続を経るとというのがスタイルになってございますので。なので、意見交換会手続をやった後に公表すべきというところでは統一させていただいています。

出石委員長

一応、条文を確認したいのですが、理屈的には、意見交換会手続で意見が出て直した案がその結果意見でまた元に戻ってもいいわけですね。それは意見交換会手続の結果が採用されない事になる訳ですが、それはパブリックコメントにかかる案の際に修正がかかっているからいいという理解でいいですか。

宇田室長

そうですね。それにしても、合理的理由があつて市の考え方とパブリックコメントの意見とが周知されているというのが条件となりますが。それは、可能性としては考えられます。

出石委員長

ちょっとあるけど、まあいいです。

三木委員

意見提出手続が未了というのは、要は公告が終わっていないということですか。

宇田室長

はい、そのとおりです。

三木委員

所管課が正に震災対応しなければいけない担当というような理由があつて、公告手続きまで至っていないと。

宇田室長

はい。

三木委員

ただ、意見の反映等はすでに終わっているということですか。

宇田室長

はい。意見聴取は終わっておりまして、その反映方針も決まっております。その結果公表がされていなかっただけの話です。

三木委員

で、決定時期が5月の予定で、もう5月は過ぎていますが、決定しているのですか。

宇田室長

決定したと聞いております。

三木委員

決定の時期までに公告はできなかつたのですか。

宇田室長

いいえ、公告と同時或いは公告後に決定と、手順はきちんと踏んでいます。

出石委員長

今日は間に合わなかつたということですか。

宇田室長

はい。今日間に合わないというよりも、申し訳ないのですが、年度で区切らせていただきました。

出石委員長

はいわかりました。

それではですね、これについては、先程の栗原委員からのご指摘を踏まえて、「周知方法について多様な周知を図ることが望ましかつた」という一文をいれるという事でよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり。)

出石委員長

はい、ではそのようにします。

少し休憩を入れましょうか。7時45分に再開したいと思います。

(休憩中)

出石委員長

では始めましょう。

それでは4件目ですね。説明をお願いします。

宇田室長

はい。資料No.2-4でございます。四街道市地域福祉計画の策定でございます。

参考資料2・3の4番目でございます。その他で2つ、アンケート調査と市民講座での懇談会これが終了しております。本日は、22年度に行いました白抜きの3つの手続についての審議ということになります。

では、資料2-4総括表で若干説明します。

概要につきましては、社会福祉法に基づいて地域の福祉サービス等に関する計画を策定するもので、22年度に新規策定したものでございます。計画期間は23年度から27年度までの5箇年計画となっております。

市民参加手続の対象とする根拠は、1項1号の計画策定でございます。

それでは1枚めぐりまして、2-4-①審議会等手続でございます。

これは、保健福祉審議会、委員数が14名うち公募委員が3名の構成になっています。

実施で、意見を求めた日は諮問という形で21年5月1日に行いました。22年度に入りまして実質審議がなされ、4回審議がされて最終日に答申という形で意見が提出されました。意見の有無でございますが、意見なしでございます。その旨の広告が3月8日に実施されている。同時にホームページも3月8日に公表してございます。

推進本部のコメントが「適正である」でございます。

添付資料と致しまして、2ページ目に市民参加条例第7条第1項第3号の審議会等手続の実施結果が出ております。これが公告文の写しでございます。次のページ3・4ページで計画の表紙と目次。以降は省略でございます。5ページ目に審議会の答申を今回付けておりまして、これについては意見が無かったという事でこのような答申書が出ております。「別添の四街道市地域福祉計画の案のとおりとされたい」ということで、意見が無かったという扱いになってございます。ただし付帯意見としてはこのようになっておりますが、意見なしという手続を取っております。6ページ目がホームページへの掲載記事。以上が審議会等手続です。

次のページ、資料No.2-4-②、その他の方法でワークショップでございます。その他の方法でワークショップとは何ぞやということですが、方法名が地域福祉計画策定に係るワークショップ、方法の概要ですが、参集範囲を限定したワークショップ形式によるグループ討議という事ですので、オープンではありませんからその他手続としたものです。

周知に関しましては、6月17日に行いました。どのような周知かということ、この計画策定の際にいろんな地区でフォーラムを開催いたしました。また、民生児童委員協議会への参加依頼、それから、市民講座受講者により参加者を募集したという、限定の周知という事でございます。

ワークショップの実施については21年12月5日から22年10月31日までの計5回行ってございまして、延べ180名の出席がなされております。

結果の取り扱いに関しましては、計画を策定していくうえでの参考としたということで、ワークショップの結果は計画の第2章地域福祉の課題に位置付けております。

公表の方法と致しましては、ホームページで1月14日に、その他の方法と致しまして意見提出手続の時に資料として公表したという事。とともに、情報公開室においても公共しており



ます。

その他の方法でございますので、推進本部のコメントとしては「適正である」という判断でした。

添付書類と致しましては、地域福祉計画の概要についてという事で地域フォーラムでの周知の資料が2ページ目、3ページ目が周知資料のもう一方のシートで、ワークショップ開催のお知らせ等でございます。4ページ目にパブリックコメント用の資料と致しましてワークショップで検討された内容をこのように公表したというものでございます。6ページ以降10ページまでがワークショップ結果公表、兼計画書案となっております。なお、これに関しましては、そのまま計画書に反映されました。

次に、資料2-4-③、意見提出手続でございます。

意見提出の周知の公告日が1月14日でございます。その他の周知方法と致しましては、市政だより広報とホームページで、広報は1月15日、ホームページは同日周知しております。

意見提出の実施期間ですが、周知告示日が早いわけですが、意見提出期間に関しましては1月18日から2月16日までの30日間。これに関しては、改正後の条例の日数で30日間という実施期間でございます。意見提出者が3人、3件ありました。意見の取り扱いに関しましては、意見を反映したものがゼロ、意見を反映しなかったものが2件、その他感想等で1件という結果になっていまして、その旨の広告が3月8日に行っております。と同時にホームページの周知公表が3月8日同日に行われております。

市民参加推進本部のコメントは「適正である」でございます。

添付資料と致しましては、意見提出手続の実施の公告文書が2・3ページでございます。その際の添付書類が4・5ページ、あとは省略させていただいています。6ページ目が周知の際の市政だよりの記事でございます。7ページが周知の際のホームページの掲載記事でございます。8ページは結果公表の公告文。9ページが実施結果の意見概要と市の考え方。10ページ目がパブリックコメント結果ホームページ記事でございます。以上、よろしくお願い致します。

出石委員長

はい。それでは、この案件について委員のご意見を申し上げます。

三木委員

審議会等手続が、会議が全部で4回行われて意見が無かったということですけど、この4回というのは、この計画だけを審議したのか、それともほかの案件に混ざってこの案件も審議しているのかどちらなのでしょう。

宇田室長

はい。保健福祉審議会という審議会でございます。部局で言うと健康福祉部というセクションがあり、その部の社会福祉課、健康増進課、児童家庭課、その他所管が分かれています。部内の案件すべてを担う審議会でございます。通年、この案件を中心にほかの案件も審議されております。

三木委員

どちらかと言うと、経過報告になりやすいような感じなんでしょうか。

宇田室長

はい、審議会等手続で計画書等を策定する場合のスタイルといたしましていろいろなスタイルがあるわけですが、条例改正をした際の当審議会は、素案がないところから意見を出し合って成文化して行くというような手法をとっていただいておりますが、この審議会の計画策定のプロセスといたしましては、事務局の方でその都度叩き台を作ってそれを議論していただき、その都度修正等をしつつ、最終日に答申するというような形でございます。そういうことから捉えると、21年の5月1日に諮問をして最終日の23年3月2日に答申をしているのですが、本来は最終日の諮問というものなのではないかなという思いはあるのですが、このような形で実際は運用されておりましたので、こうさせていただいております。

出石委員長

これは難しいですね。私もある自治体の環境審議会の委員をやっている、環境基本計画の改訂を行いました。全改訂です。10回くらい会議をやりましたが、1回目にこういうものができて、審議会で意見が出て、で直ったものがまた出てきて、その繰り返しでやっと最終案ができるわけですよ。ということは、意見は出ているんですね。だから、今回は「意見なし」というのは、何とも言えないところなのですが、では、意見ってどうやってカウントするのか。という話になっていくのも事実ですね。

そもそも、このような審議会等手続というのは、審議会の中に公募委員がいて、そこでしっかりと審議されて成案が出されたということが重要なのです。これに対し、誰でも意見が言えるパブリックコメントなどのように、何点の意見があって、出てきた意見の中で採用された、採用されていないという事については、パブリックコメントでは重要です。

だから、ある意味、審議会等手続ではこの案件みたいに意見の件数を計ること自体が難しいし、「無し」としてしまうには、あまりにも公募委員に対して失礼です。公募委員は、その都度意見を言っていると思うのです。これを「無し」としてしまうと、あたかも市が出したものに何も意見が出ず、「はいそれでいいです」と捉えられてしまう。

三木委員

もしかしたら、初回に案が出ていてそれを叩いてゆくというプロセスだったのだと思うのですが、例えば、検討経緯のようなものをまとめているとか、答申は答申として出すのですが、答申の検討経緯のようなものの中にいろんな意見があって、採用されたものや採用されていないものなどがあり、そういう状況だとは思うのですよね。

確かに答申だけを見てしまうと反映されている意見はないのです。それが参加の実質だと思われてしまうと、保健福祉審議会の方も本意ではないのではないかと思いますので、これは、書き方をどうするかという問題ですね。

出石委員長

今回、私どもの委員会コメントに、例えば、「審議会の会議ごとに意見が出されていると考えられるので、それらを意見として取り扱うことが望ましかった」のように我々がコメントするのはどうか。

ここを直してもらったら、多分、結果の部分の意見の取り扱いのところの意見の有無は「有り」にして、反映した反映しなかったところを全部打ち抜いてしまって、「その都度審議会において反映させた」という形に変えてもらうのでしょうか。これは、今後の取り扱いの際に考えてもらうこととして、我々の方で、コメントで私が申し上げたような形を入れたらどうかと思います。

三木委員

検討経緯のようなものは、とり纏めはないのですかね。例えば、それまでに出た意見のようなものが一覧になって纏められているなど。案がある場合には特にそのようにする場合があるのですが。

宇田室長

この課、社会福祉課は、障害福祉計画とか子どもプランとか高齢者プランなど、計画策定部門なのです。その都度、保健福祉審議会に諮っているいろいろな意見をもらいながら調整しながら創り上げていくというスタイルをずっととっていたわけですが。数年前は、その都度の意見とその意見に対する市の考え方として丁寧にまとめていたのです。

ただ、条例を読んだだけでと、最終的な意見に対する市の考え方はどうなのかというような条例となっていますので、その途中経過は大変でしょうから求めませんという風に私どもの方で担当課に対して申し上げたという経緯があるのです。ですから、私どもは条例の条文に沿ったシートを作ったということに留まってしまったので、そうすると、やはりその、審議会の経過の中で市民意見がどう反映されたのかという部分が全く見えなくなってしまうということです。今、仰った件は、シートの作り方を変えて意見の経過というものを大切に反映していくように取り上げてまいりたいと感じました。

三木委員

審議会の会議体としての意見は、答申に集約されることになると思うので、それがどうだったのかを最終的に問われると思うのですが、ただ、いろんなスタイルの審議会があると思うので、審議会の中で逐次調整をして成案できれいになったものを答申として提出するようなスタイルのものは、条例の手続によるかどうかは別にして、やはり、経緯のようなものがないとこの答申だけ資料として出されても、あまり議論がされていないのではないかと判断されてしまうので、それは事実としては相応しくありませんので…、どうすればいいのかわからないのですけど…。

出石委員長

今後の対応は、宿題ではないのですが、シートをどう工夫すればいいのかということですが、私も、一件一件、どういう意見が採用されたということはチェックする必要はないと思いますよ。適正に審議が進められているかどうかを判れば良いのですから、これが判るような結果の書き方、シートを工夫することは事務局への宿題です。

コメントの方には、この案件については、「審議会において様々な意見があったうえで答申が提出された事と考えられるので、意見があったものと考えられる。だから、適正に記載すべきであった。」というようなコメントを付したいと思います。と私は思います。

よろしいでしょうか。表現は考えますので。

(「はい」という声あり。)

出石委員長

では、そのようにさせていただきます。

他の点で何かありますか。

無ければ今の点のコメントを付けます。

では、次お願いします。

宇田室長

資料No.2-5、休日夜間急病診療所条例の一部改正でございます。

これに関しましては、審議会等手続と意見提出手続きの2点の手続きを行っております。

まず、1枚めぐりまして、資料2-5-①、審議会等手続でございます。

審議会の名称が保健福祉審議会、委員数14名のうち公募委員が3名。意見を求めた日が5月27日、求め方がその他、議題として意見を求めています。

開催日は5月27日、で、同日採決によって意見が提出されております。意見の取り扱いについては、意見は「無し」ということでございます。

公表に関しては、公告については実施をしていないということでございます。これについては、当初私どもが逐一事務手続きをアドバイスしているわけなんですけど、担当者が療養した等の事情で実施することができなかった節がございました。その他の公表の方法といたしましては、情報公開室における会議録の公開を実施しております。

推進本部のコメントは、チェック欄は×、規則第3条の規定による掲示場への掲示が行われていないというコメントでございます。

添付資料といたしましては、会議結果の情報公開室での会議公開記録をそのまま添付してございます。4ページ目は、審議会に示した資料一式でございます。以上が審議会等手続。

次は、意見提出手続き。資料2-5-②でございます。

意見提出手続きの関しましては、周知の公告が7月15日に行いました。同日に市政だより、ホームページその他窓口にてチラシや口頭説明などを実施しております。

意見提出手続きの実施期間は、改正前の条例によって運用されていますので、7月15日から8月4日まで。7月15日の翌日から起算するとの20日間、ということになっています。意見提出者に関しては一人、2件。意見の取り扱いは反映しなかったが2件。この旨の公告日は8月23日に行われておまして、同日ホームページへの記載、また、窓口にてチラシ配布、口頭説明で補足をしております。推進本部のコメントは「適正である」ということであります。

添付資料といたしまして、意見提出手続の実施の広告の写しが2・3ページ。資料として4ページが条例の一部変更のお知らせを記したものでございます。5ページが市政だよりへのパブリックコメントの案内記事、6ページがパブコメ実施のホームページ記事。7ページ目が結果公表の広告文とその添付資料が8ページとなっております。9ページ目がパブリックコメントの結果公表のホームページ記事。以上でございます。よろしく申し上げます。

出石委員長

はい、ではこちらについて、委員のみなさんのご意見を申し上げます。

審議会等手続は、規則違反なんでしょうけど、規則を確認してみると、メインは形式的ですけど掲示がメインなんです。掲示は、殆ど見ないのでしょけど、掲示板に掲示することで効力を発するわけなのです。それを行うほか、市の広報紙への掲載等になっていることについて、メインである広告をしないという事は重大な手続き違反であろうと思うのです。形式的要件を満たしていないからこの手続は市民参加として成り立たないと言ってもいいぐらいだろうと思います。どうしても感覚的にはホームページに載せた方が有効じゃないかと思うのはわかるのですが。

これについては、本部の方からもコメントが書いてありますが、我々の委員会からもコメントする必要があるのでしょね。

まず、審議会手続についてはそのような、「適正な規則に定められた手続を、しかも主たる周知手法である公告がなされていないことは不適切である」というようなコメントをしたいと思えますけど、よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり。)

出石委員長

はい、では審議会についてはこのようにいたします。  
もうひとつ、意見提出手続に関しましては如何でしょうか。  
こちらはちゃんとやっていますね。  
こちらは「適正である」でよろしいですか。

(「はい」という声あり。)

出石委員長

はい、ではそのように致します。  
では、次、6番目ですね。

宇田室長

2-6、四街道市霊園条例の一部改正でございます。  
これについても、意見提出手続と審議会等手続の二つの手法でございます。  
概要といたしましては、市営霊園内に新設する施設合葬式墓地について、運用規定を制定する必要があるため、四街道市営霊園条例の一部を改正するものということでございました。

次のページ、資料No.2-6-①、審議会等手続でございます。  
こちらは、環境審議会。委員数が14名、うち公募委員が5名でございます。  
実施に関しましては、意見を求めた日が22年12月17日、その他議題ということで意見を求めております。同日、採決により意見がありました。意見がございましたが、反映した意見がゼロ。意見を反映しなかったがゼロ、その他感想というようなことで1件でございました。その結果の公告が12月24日に行いまして、その他の方法といたしまして情報公開室における会議録公開を行っております。

推進本部のコメントが「適正である」。

添付資料といたしましては、2ページ目が審議会等手続の実施結果の公告の写し、次の3・4ページが条例の一部改正の概要として審議会にかけた資料の抜粋でございます。5ページ目が審議会等手続の実施結果に添付されました意見の概要と市の考え方。これは意見感想等についての記載となっております。6ページ目が、会議開催結果ということで、情報公開室にて公開された会議録結果から当該審議経過を抜粋したものでございます。11ページまででございます。以上が審議会等手続でございます。

続きまして、資料No.2-6-②、意見提出手続でございます。

霊園条例の一部改正案の意見提出、周知が12月15日に公告を致しました。同時に市政だよりとホームページで周知を致しました。

意見提出の実施期間といたしましては、改正後の条例に基づきまして30日間。12月15日から1月14日まで行われております。

意見提出者数が3人、意見件数が4件。意見の取り扱いについては、意見を反映したゼロ、意見を反映しなかったゼロ、その他感想等が4件。結果の公告を1月31日に実施し、同日ホームページでの公表を行っております。

推進本部のコメントは「適正である」。

添付資料といたしましては、2・3・4ページが意見提出手続実施の周知の公告。5・6ページ目が公告に添付いたしました条例の改正概要の抜粋でございます。7ページ目が市政だよりのパブコメの掲載記事。8ページがホームページのパブコメの周知記事。9ページ目は、意見提出手続の実施結果の公告の写し。10ページ目が出てきた意見とそれに対する市の考え方を取りまとめた内容となっております。11ページはそれを周知するホームページ掲載記事でございます。以上、よろしく申し上げます。

出石委員長

はい、それでは委員の皆さんのご意見を申し上げます。

確認なんですけど。まず、意見提出手続のうちの意見の取り扱い、そのほか4件になっていきますが、10ページを見ると改正案に対する意見が3点あってこれを読むと、意見を反映しなかったものとして3件ということではないでしょうか。で、そのほかは1件ということに。だから、1ページ目の内訳は誤りではないですか。

それから、もう一つの方の審議会等手続もその他で1にしてありますけど、中身を見ると意見を反映しなかったものが1のような気もするのですが。そのあたりどうですか。

(暫時沈黙)

出石委員長

原課でないとわからないですか。

宇田室長

はい。原課の判断がその他でしたので、そのとおりとさせていただきました。

三木委員

パブコメの方は、改正案に対する1番と2番は、改正内容のとおりですという、ご意見は改正内容に含まれていますという説明が書かれていて、3番だけがバツというか採用できませんというような形で。

パブリックコメントの場合、例えば、この質問の趣旨がよくわからなくて、質問じみた意見が出てきたりすると、制度の中に含まれていますよという回答を結果的にしていただくことになると思うのですよ。それは公開資料ですと、○、◎、△、×と、いろんな書き方があるのですが、どういう扱いになるのですかね。

宇田室長

案件によってですね。その点は統一されていない。確かに、条例の趣旨に含まれているから、すでに反映されているものという区分を設定しているセクションもあります。そこら辺が統一されていません。

出石委員長

それにしても、それを仮に「その他」にしてもいいと思います。ただ、10ページの3の意見というのは、「反映しなかった」というものではないですかね。

これは原課と精査してもらって、場合によっては1ページ目のシート自体を直してください。

宇田室長

はい。かしこまりました。

出石委員長

これは、後日確認したいと思います。

他に意見等ありますでしょうか。

ないようでしたら、審議会等手続、意見提出手続については、手続きの内容については本部コメントと同様に「適正である」ということにしたいと思います。如何ですか。

(「はい」という声あり。)

出石委員長

はい、ではそのようにします。

では最後、7番目お願いします。

宇田室長

はい。資料No.2-7、四街道市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の制定でございます。

概要としたしましては、中高層建築物の建設に伴う日照障害や工事騒音等による建築主と近隣住民間における紛争の予防と調整を図ることを目的とした条例の制定を新たに行うものでございまして、手続を行う根拠としては1項3号を該当させております。

当該条例は3月30日に公布を致しました。

実施した手続きといたしましては、意見提出手続を行っております。総括表の一番下ですね。規定の市民参加手続を実施しなかった場合の理由といたしまして、前回、この案件を予定として出させていただいた時に、本委員会からコメントを頂戴しまして、その内容を踏まえた理由づけとさせていただきます。本行政活動は、市民参加条例の改正施行前から計画されていたことや、県の動向を踏まえつつ市民福祉の向上を図っていく必要に迫られていることから、意見提出手続のみの市民参加手続により条例を早期に制定することが望まれること等を勘案したために、意見提出手続のみの実施ということにさせていただいております。

それでは次のページ、2-7-①、意見提出手続でございます。

周知の公告は、22年12月25日に実施を致しました。その他の周知方法として市政だより、ホームページで同時に行っています。

意見提出手続の実施期間は、改正後の条例に基づきまして30日間としておりますので、22年12月25日から23年1月14日までとなっております。

意見の提出はゼロでございました。

その旨の公告を1月19日に行って、同日ホームページで公表をしております。

市民参加推進本部のコメントは「適正である」。

添付資料といたしまして、意見提出手続の実施の公告文書が2・3・4ページでございます。公告の添付資料といたしましては、5・6・7ページです。8ページがパブリックコメントを実施する旨の市政だより、9ページが同じくホームページ記事でございます。10ページ目が実施結果の公告文。11・12ページがその内容のホームページの記事。以上、よろしく申し上げます。

出石委員長

はい。こちらについて若干補足すると、説明もありましたけど、前回、かなり議論になったところですね。覚えておりますでしょうか。原課、原局の言い方だと、県が、端的に言えば中高

層の紛争調整に関しては手を引くから、市町村に任されるから、市町村は急いで条例を創らなければならない。ところが、それはかなり前から動いていた話で、他の市町村ではもう既に条例を創っているところもあった。で、急に創るとなったら、時間がないからパブリックコメントだけにさせてくれという話。それはおかしいということで、その予定時のコメントには、明確に「不適切である」という言葉を入れました。不適切ではあるけれども、もう、この時点まで来て確かに先程のシートにも書いてありましたけど、市民福祉のことを考えたら止むを得ないと認めざるを得ない。ただし、今後市民参加手続きの事後に検証されることが望ましいというところまで加えたかなり長いコメントを付けた経緯があります。

ただ、それはそういうことになりましたので、結果的には、実施は意見提出手続きのみが実施された。意見はゼロということですが。そういう状況です。

では、委員の皆様のご質問等がありましたらお願いします。

#### 草野委員

意見がゼロというのは、典型的なのですが、今までの審議案件の中でも意見数は少ないのですよね。これは、何か方法というものがあるものなんですか。難しいですか。意見も出せばいいというものではないのですが、市民もそれだけ意識が低いのかな。先ほど栗原委員が御心配されていたように、市民参加条例そのものの意味・意義が浸透していないのかなという感じも受けます。意見提出手続きをしっかりと丁寧にやっている割には意見が出ないということはどういうものかなと思います。

たまたま本案件はゼロなのですが。

#### 出石委員長

これはですね、理由を考えれば、まず周知の方法がどうなんだろうかという、或いは、ちょっと厳しいようですが市民の意識がどうなんだろうかという事ですが、私の少ない経験の中で承知している限り、四街道市に限らずどこも似たような状況です。

例えば、火災予防条例の改正という、先ずどこでもゼロです。難し過ぎるんです。だけど、凄く実際には影響がある、一部にはですが。そういうものもあるのです。ただ、見方を変えれば、制度があるだけ、制度があれば何か問題があれば意見が出せるのですね。国でも意見公募手続きがステークホルダーにとって影響があるようなものについては、意見がたくさん出てくるのです。先ず一つは、無いよりも制度があるだけ意見がいつでも出せる門戸が開かれている。更に、四街道の条例は、意見提出手続きだけではなくさらに参加手続きが確保されている。そこは前向きに評価するべきでしょう。ただ、それについて、今回も意見提出手続きで意見が無いということは、やはり、今後少しでも意見が出るような仕組みを市も考えなければいけないし、ある意味市民もそのような認識に立ってもらわなければいけない。難しい問題だと思います。怖いのは、だんだん減るのですよ。制度ができた時には意見数も増えるのですがだんだん減るのです。この辺りを事務局も考えなければいけないし、こちらの委員会も公募委員のみなさんが更に市民の皆さんに働きかけてゆくことも大事なのではないのでしょうか。

#### 中畠委員

今の件に関して、パブリックコメントを知らせた広報が付いているのですが、そこに同時に市営霊園条例一部改正の記事もあり、同時期に行っている霊園条例では3人から意見が出されています。要するに、自分が当事者としてイメージをしやすい案件であれば市民の方も意見を出したり出しやすかったりするのだけれども、中高層建築物などについては、自分の近くにマンションが建つなどの具体的な案件でなければなかなかイメージがしにくくて意見が出されにくかったのかなという感じがするのです。ですから、市民の方にとってどういう形で影響し



てくるのかということをもう少しわかりやすく説明していくことがもしかしたら必要だったのではないかという気がします。

出石委員長

構造的なものもあるのだとおもいます。ただ、私は思いますが、広報紙にこれだけの紙面をとっているのは他に無いですよ。だから、私は、四街道市は、市としてはやられていると思います。これだけ半ページとっている例は無いです。

中畠委員

ほかは数行ですよ。

伊東委員

市民の住居環境、例えば都会のど真ん中で日照権の問題などがあれば、こういうことに関心があるけど、四街道市に何十階建てなんか無いのですから、こういう事に関心ごとがあれば勿論意見が出るわけですよ。ですから、決して市行政がこれだけ広報出してこれ以上丁寧に各家々に配布するとなると、大変な予算もかかるし、四街道の地域環境は、大きい会社も無い、公害も無い、住宅地であるという面で、非常にいい所です。ですから、草野委員が言うように、関心ではなく、都会のど真ん中だったら日照権で隣との問題が起こるが、四街道ではそのような問題は起きない。皆さんの関心事がある案件については意見が出ているのですから、だから、ゼロだからといって市民の意識が低いとか関心がないということは、私は無いと思いますよ。

三木委員

ただ、意見を出しやすい、出しにくいという世界で言うと、私はどちらかと言うと自分の関わっている件については「この辺がポイントですよ」というポイント整理をして情報提供したうえで意見を出して下さいとする立場でもあるので、条例とか法律となると途端に何が起こっているのか分かりにくくなるという構造があって、計画とか文章だとわかるのだけど、法律や条例案となると構造的に理解をしないといけない面があるので、読み慣れないとなかなか「読んでも分からない」、何がどうなって自分たちの生活上影響があるのかが見えにくくなっているので、条例案を出していただくのと同時に、概要の作り方などを工夫していただく余地というものはあるのではないかと思います。

条例や法律は、性質上そういう止むを得ない面もあるので、そのような点で工夫の余地があると思います。

出石委員長

いつも努力して行くしかないのではないかと思います、私は評価を致します。なので、引き続き、意見をいただけるような工夫をしていただきたいと思います。

私から一件伺いたいのですが、この条例の施行日はいつですか。

宇田室長

はい、総括表に書いてございますとおり、施行日は本年3月30日でございます。交付と施行は同日…

出石委員長

条例自体の施行日がこの日なんですね。

宇田室長

特にですね、交付日と施行日が同日でない場合には二段書きで記す配慮をさせていただいております。原課からは特にありませんでした。

出石委員長

わかりました。何を言いたかったかというのと、もし周知期間をとっているのであれば、本末転倒ではないのかと言いたかった。パブリックコメント以外にももっとやる手はあったでしょう。という話だけど、今の話だといいです。議事録からも切ってください。

他に意見はありますか。

栗原委員

はい。

出石委員長

はいどうぞ。

栗原委員

これにつきましては、前回の予定表のときに、やはりできるだけ審議会あるいは意見交換会等の市民参加手続きを取っていただくようにという事を前回お話したのですが、この場でもやはり。

実は、これは非常に大変に影響が大きいのですね。これが条例化されてしまうと、建設関係のことですので、容積の話から斜線の話から非常に難しい内容が入っていますので、市民の方は殆ど解らないか難しいのではないかと思うのですね。先程各委員さんからお話いただいたように、例えば建築士会の方のコメントを入れて、こういう問題があるという事をそのパブコメをとるときに一緒に説明していただく。そのような事で市民により周知していただく事で多くの意見が出てくると思うのですね。実感として、こう、市民が分からない。この条例だけ、名前だけで出てきちゃいますと。ですから、こういう条例は、もうちょっと丁寧に私は作っていただきたいなあという思いがありますので、できれば、これ、施行された後も、何らかの審議する場所があれば、早急に一度審議して内容を審議して、より多くの意見を条例の中に反映させていただきたいと思っています。

出石委員長

はい。私もその点は必要だと思いますので、その他に意見が無いのであれば、実施シートの方のコメントの方なんですけど、本部の方はこれだけを見て「適正だ」とするのは止むを得ないと思うのですが、我々はこれで「適正である」とは言えないですね。

コメントとしては、例えば、「実施予定のときにコメントしたとおり本件の市民参加手続きは不適切であるが、実施内容については止むを得ない。」で、加えて、「今後、事後的にでも市民参加手続等を行うことが望ましい」とかね。前に書いた通りの事の復唱なのですが、今、栗原委員が言われた事も含めて。そういう形のコメントを我々がしなければいけないと思います。

三木委員

ちょっと質問なのですが。

出石委員長

はい。

三木委員

実施状況シートで、意見提出手続が適切であったかどうかというコメントをまずする前提ですね。だから、パブコメとしては、期間を適切にとっていて、わかりやすい周知はしていただきたいという思いはあるけれど、一応適正であるということになります。全体の手続としては、一つしかやっていないから不適当だという場合は、どこに書くべきでしょうか。

出石委員長

そうですね。ここのコメントは、意見提出手続についてですからね。それを記載するとしてら本文ですかね。事務局、これは本文に書けるのではないですか。

宇田室長

はい。

出石委員長

本文に今の点を記載し、個別案件のコメントは、ここのシートを見てくださいという書き方ですね。答申の中で、本分に書けるんです。今言った趣旨をこの案件については前回も書いたのです。これは確か本文で書いたのですね。そのような扱いですね。ここは、「適正である」とせざるを得ないですね。

では、本文については、先ほど私が申し上げたような事をコメントとして入れます。

ここについてはどうしましょう。「適正である」でいいでしょうか。或いは、「適正であるが…」どうしましょう…

栗原委員

このような専門的な事柄についてはより分かりやすい説明を付けていただければ、市民の方に関心を持っていただけるのではないかなと思うのですね。

出石委員長

各委員が先ほどから仰っていたのもその事ですので、「適正であるが、このように専門的な事項についてはわかりやすい資料を公表するよう努められたい」という形で。

栗原委員

絵とかが入っていれば判るのですがね。こういう建物についてはこのような規制があります、このような話し合いをしなければいけませんとかいうのが。図とともに示されていれば市民の中でも意見を出しやすいのですが、文章化されてしまいますと、専門の建築関係以外の方にはまず判らないと思いますね。

出石委員長

では、そのような扱いでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

出石委員長

はい。ではそのように致します。

議事の2がようやく終わりました。

議事の3、平成22年度市民参加手続きの対象としなかった行政活動の評価についてです。コメントがそれぞれにあるから、一つずつやりましょう。

宇田室長

最初の案件だけ別にコメントが付されると思いますので、最初だけやって、あとは流してあげると思います。

出石委員長

はい。

宇田室長

資料No.3-1です。子どもルーム条例の一部改正。

子どもルーム保育料を表形式に改めるものでございました。先程、予定で審議していただいた部分です。

これについては、軽易なものという事で実施しないことといたしました。実は、実施しなかった事についての公告が未実施でございました。これについては、年度末ということもあって、子どもは逐一事務手順についてフローチャートとかやり方とかは担当に伝えましたが、実施されていなかったものです。市民参加推進本部のコメントは「規則第3条の規定による公表が行われていない」というコメントでございます。この案件のみ個別でコメントをいただきたいと思っております。

出石委員長

はい、こちらについても、公表する場合は、この条例に基づく公表については、公告するという掲示場への掲示ですね。という事が求められています。これが行われていないという事なので、これについては指摘をするという事でよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり。)

出石委員長

はい、ではそのようにします。

宇田室長

では次でございます。資料No.3-2、四街道市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更でございます。

概要は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、当該計画を策定しておりますが、この法律が改正されたことによって、この計画で定めている目標値が変更されることになったわけでございます。このため、市民参加手続きの対象とするものでございますが、実施ない根拠としまして法令の規定により実施の基準が定められているという内容の6条2項第3号を適用しまして市民参加手続きを実施しないことにしたものでございます。

実施しなかった旨の公告は22年4月30日に3ページのとおり行いました。4ページ目がしなかった内容についての表示、5ページ目がホームページ記事でございます。

次の案件、3-3でございます。四街道市都市公園管理条例の一部改正。

概要といたしましては、都市公園内における使用料又は占用料の徴収期間の設定を、道路や市有地等、他の施設と統一するため、「6箇月」から「1年」に改めるものということで、先ほど審議していただいたものです。

本件の公告日は22年12月24日に実施しない旨の公告を行いました。7ページのとおりでございます。8ページは、その旨のホームページ記事。以上が資料3-3。

次に資料3-4。四街道市使用料条例の一部改正。これは、市営駐車場の駐車場料金の値下げです。これは料金の賦課徴収に関するものですので、市民参加手続を実施しないという事と致しました。

実施しない旨の公告日は22年12月25日。10ページのとおりです。同時に、ホームページで11ページの通り公表を致しました。

以上が使用料条例の改正です。

続きまして、資料3-5、手数料条例の一部改正でございます。

これは、消防施設、特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所の設置許可等の手数料の改正を行うものでございます。

これにつきまして、市民参加手続を実施しない根拠と致しまして、6条2項第3の法令の規定、第5号の料金の徴収、これを該当させました。詳しい理由と致しましては、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」これが一部改正されまして、これに伴って、特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所の料金の額が引き下げられたということで、市手数料条例の改正を行うものであり、法令基準に基づくもの、及びその他金銭の徴収に関するものということが該当されますという内容でございます。

この実施しない旨の公告は、11月17日に13ページのとおり公告を致しました。14ページがその旨のホームページの記事の抜粋でございます。

続きまして、3-6。火災予防条例の一部改正。

改正の概要は、住宅用防災警報器等の設置を免除する規定の改正を行うものでございます。これについては、実施しない根拠と致しまして、6条2項第3の法令の規定により実施の基準が定められているものでございます。

詳しい理由は、「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令」これは総務省の省令になる訳でございますけれども、この基準が一部改正されましたので、これに伴って免除規定の見直しをするというものなので、法令基準に基づき行うものに該当するものでございます。

これについての公告が11月17日に16ページのとおり実施を致しました。同じくホームページは17ページのとおり公表しました。

以上、案件の説明でございました。

出石委員長

一応、すべてにコメントを付けていく必要があるので、順に確認して行きます。

3-2、四街道市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更については、説明のとおり法令で実施基準が定められていて、その基準に基づいて行う、つまり裁量がないという事で市民参加はしないという事です。

これについて質疑等がありましたらお願いします。

よろしいですか。

一応確認ですが、何件か同じようなケースがあるのですが、これは原課に聞かなければわからないかも知れないのですけど、これはその通りにやらなければいけないのですか。

よく、勝手にそう解釈するケースが多いのでね。

宇田室長

その法令の基準に則って改正しなければいけないという事がですか。

出石委員長

そう。たとえばこの場合だと、農業経営基盤強化促進法に書かれている通りに基本構想を直さないといけないのですね。これはよくあるのですよ。ちょっと例を出すと、都市計画なんて言うのは、都市計画運用指針などというものがあり、それに基づいて都市計画の手続を決めるのですけど、どうやら現場はそうやらなくてはいけないと思っているけど、全然そういう事は無いのですよ。そういうケースがよくあるので。次の消防もそうなんですけど、それでいいでしょうか。判らないでしょうね。

宇田室長

そうですね。そこまでは確認させていただいていません。

出石委員長

ここではこれ以上判断付きかねますね。私が調べている例ではそういうケースがある…

中嶋委員

この件も、それから他のものも、実施予定のところで実施をしないという事を了承していますので…

出石委員長

はい。そうですね。

中嶋委員

なので、手続き上の事だけを見るという事でいいのではないのでしょうか。

三木委員

皆さん仰っているのは、法的拘束力があるものなのかどうかという確認までしてここに入ってきたのかという。それは、確かに予定の時点でチェックをしないといけないことであると思うのです。要は、基準とかだと法的拘束力が無いけれど、参考として示されるものに事実上拘束されて従っているというケースはあるという事なので。その点で運用上の周知はどうなんですか。

宇田室長

その視点は、今までありませんでした。次回から確認して…

出石委員長

一応、今回も確認して連絡してください。

というのは、本当にこれは要注意なんです。要は、地方自治なのでね。これは、現場の方がそう思っちゃっていると、本当は市民のために、ここで言うと基本構想ですが、或いは条例を

創れるわけですが、国の言いなりにしかならないと思っちゃっているんだったら、これは大きな問題になって、一つ大事なのはこの次ぐらいに出てくる。今年度中に出てくると思うのでいけれど、4月28日に地域主権改革一括法が通りました。一部、従来、一番分かりやすい例では、保育所の設置基準が条例に委ねられるのですね。これは違うか。こちらではないんだ。県条例ですね。まいいや、他のものでもあるのです。そこにはね、省令があつて、その省令に書いた基準に従って条例を創りなさいとなっているケースがあつて、もしかすると、ここで言う「法令で決まっているから」と言ってくるかも知れないのですが、それは違いますから。条例というのは、自治体に制定権がある以上、全部国が決めた通りに条例を創らなければいけないなどと言ったら、それは立法権の統制ですからね。それは違いますから、その点は十分に注意して欲しいのです。だから、今ちょっと言ったのだけれども、ここはこれ以上議論してもしょうがないので、後で一応確認してください。

宇田室長

はい。

出石委員長

では、一応ここでは「適正である」としておきますが、後で確認をさせてください。

次、3-3、都市公園管理条例の改正については、金銭徴収に関わるものだから市民参加手続は実施しないというものです。

これについては、「適正である」ということでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり。)

出石委員長

はい。

3-4、使用料条例の改正。こちらも同様です。よろしいですね。

(「はい」という声あり。)

出石委員長

はい。

3-5、手数料条例、消防の関係です。これは金銭徴収であるとともに、もう一つは、これも気になるのですが基準が法令で決まっているからそれに基づいて行ったものだからという事になっているんです。これについて如何でしょうか。

三木委員

標準って、標準に関する政令っていうのが引っ掛かります。

出石委員長

これはしょうがないですね。こっちはしょうがないと思っているのです。ただ、端的に言うと、標準なのでね、合理的理由があつたら変えても構わないです。実はですね。だから、ある意味こっちは金銭なので、結果的には第5号があるのでいいと思うのですが。

三木委員

両方チェックしてありますね。

出石委員長

消防は絶対にそう思うでしょ。標準政令が出ていればそれに従うのは当たり前と思われると思うので。

ただ、特段の事情がなければ標準にしてしまう事も事実なので、ここはいいのではないかと私は思います。

よろしければ、これで。「適正である」としたいと思います。

3-6、火災予防条例です。これが火災予防条例の火災報知機の設置を免除する、恐らく、内容はわかりませんが、何かの場合は報知機を付けなくていいというものだと思いますが、それについては、法令で決まっていると、省令ですねこの場合、省令で決まっているから自動的に条例を改正するんだというものです。はたして内容はわかりませんが、私としてはものすごく疑問が残ります。

というのは、先ほどの案件は構想だから、計画だからいいのですが、これは、条例を省令で強制するという事は考えられないでしょ。ただ、消防組織とはそうだから。

とりあえずここではこのまま通します。けれど、これも後追いで確認をさせてください。場合によっては次回の委員会に状況を報告して欲しいと思います。これと先ほどの件とです。いいですか。

宇田室長

はい。

出石委員長

そういう前提で「適正である」という事にしておきます。

では、議事の3についてはよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり。)

出石委員長

では最後になります。

議事の4。平成23年度市民参加手続の実施予定の評価についてです。

事務局の方からお願いします。

宇田室長

はい、それでは、23年度の予定の説明をさせていただきます。

なお、参考資料4に、一覧表で今年度の予定がすでに都市核北、それから先程審議いただきました子ども読書計画が加わっていませんけれど、これにプラスして新たに予定が入るというものでございます。

それでは、資料No.4-1、四街道市地域公共交通計画の策定でございます。

概要は、公共交通の現状における課題の整理。交通不便地域対策としての新たな交通サービスの導入検討、ヨッピーこれは自治体特有のコミュニティバスの事ですが、ヨッピーの見直し・改善など、本市公共交通の確保、維持、改善を行うことを目的とした計画を策定するものでございます。



手続きの対象根拠は、6条1項1号に該当します。計画の施行時期は、24年4月ということです。参加手続きの内容については中ほど、意見提出手続き、これを来年の2月予定。審議会等手続きは、交通問題審議会が仮称で今後創設する予定となっておりますが、公募委員が3から5名、全体が10から15名程度の審議会になる見込みです。その他の方法としてアンケート調査を3000人に本年の7月に実施する予定となっております。

市民参加推進本部のコメントは「適正である」。というものでございます。

出石委員長

一つずつ審議しましょう。

これについて審議したいと思います。ご意見等ございましたらお願いします。

中畠委員

質問ですが、交通問題審議会は、公募委員が3から5名という事ですが、全体は何名ですか。判りましたらお願いします。

宇田室長

はい、想定では15名以内程度で考えているというものです。

出石委員長

よろしいですか。

中畠委員

特に意見というものではありませんが、交通問題は非常に市民の方も関心が高いと思いますので、市民の方の意見が反映されるような審議会の手続きをしていただければお願いしたいと思います。

出石委員長

他は如何でしょうか。

三木委員

この計画は、多分、地域ごとにおそらく関心の度合いが大分違うのだと思いますが、そうすると、意見交換会手続きの方が意見が出しやすいのではないかなと思うのです。その実施は難しいのですか。

宇田室長

はい、この審議会等で検討していく中で、例えばデマンド交通システムをこの地域に導入すべきという意見がおそらく出てくるだろうという想定があるようです。そういった場合に、当該近隣自治会等と意見の調整を図る必要があると考えているようではありますが、まだその前提に至っていないので、その後どのような市民参加手続きを経るかについては今のところは未定と聞いております。

出石委員長

ということは、やるかもしれないという事ですか。

宇田室長

場合によってはやる可能性がある」と示唆していました。

出石委員長

現時点では、予定は1・3・5だけれど、もしかしたら実施結果では2も入ってくる可能性があるということでしょうか。

宇田室長

そうですね。過程によってはそのような場合になる可能性も否めないという話でありました。

出石委員長

一応、新条例では、意見交換会手続は、所謂パブリックコメントと合わせてやるように努めましょうという事になっているのですよね。今回の案件は一つも意見交換会を行うものが無いのでね、そのあたりが。

まあ、意見交換会をやらなければいけないわけではないのだけれど、努めた結果やらないのであれば分かるのです。今の話を前向きに捉えるなら、今後努めた結果やるかもしれないという事であれば、それはそれで悪いことではないと思うのですね。プラスしてやることですから。そのように理解しますか。

三木委員

委員長。

出石委員長

はい。

三木委員

適正なのでけれど、更なる市民参加が、特にこの場合はニーズを持っている市民とか個人がかなりはっきりとしているように思うので、更なる市民参加ができるならそれに努めて欲しいという趣旨は、ここには書けませんかね。

大野課長

よろしいでしょうか。

出石委員長

はい。

大野課長

これにつきましては、できる限り、市民の方々のご意見ニーズを確かに反映させていきたいと思っておりますので、現時点では意見交換会手続は未定という事になってはいますが、必要に応じてこれは本当にやっていきたい、やっていければやっていきたいと考えております。

出石委員長

そうすると、促すわけではないのですが、「適正ではあるが、市民の関心が高い分野であるので、さらなる市民参加手続を検討されたい」というような形にしましょうか。

栗原委員

状況によっては、最終的な決定が多少先に延びても、この問題は恐らく相当大きな議論になるのではないかなど、ヨッピーは現在市内一定のエリアを循環しておりますので、新たに増やすだけでしたら問題は起きませんが、既存路線を廃止するという形になりますと非常に大きな議題になっていくのではないかと思います。

7月のアンケートからスタートして、翌年の2月にパブコメをとるという事は、3月の議会にかけてですね、新たな計画を作ってしまうという予定だと思うのです。ですが、できればですね、より多く市民の議論を、より多く議論できる時間を取っていただきたいなと私は思います。

出石委員長

ちょっと違う意見ですね。時間をかけるべきだという意見です。

どうでしょう。

栗原委員

四街道市では、全体の交通体系にかかわるような計画というものは策定されてこなかったのですよね。となりますと、今回初めて四街道市全体の交通計画を策定するとなると、私は、2年くらいかけてもいいのではないかなと思うのですけど。

大野課長

実際、方向性というかあり方というか、そういう意味での計画として纏め上げなければいけないと。

上位の総合的な計画があった中で個別のものがあるというスタンスで考えると、今回のこれが時の全体のあり方として、交通というのはこういうところでこういう不便地域があつてとか、いろいろあると思うので、先ず、そういう全体のあり方を見た上で、これを解消して行くために今後どう進めて行きましょうかという形をとります。

栗原委員

この後に個別計画が練られていくのですね。

大野課長

個別計画というか、個別に実施して行くと思いますので。そういう意味では、交通計画という大々的な名称を付けさせていただいていますが、先ずはあり方を示したいという形の計画です。

出石委員長

どうでしょうか。書き方によっては適切ではないという事になってしまいますけど。そこまで書くのは辛いので。

栗原委員

より丁寧な市民参加手法を取っていただきたいと思います。

出石委員長

ではどうでしょうか。「市民の関心が高い分野であるので、より慎重かつ広範な市民参加手続が必要と考える」にいたします。

先程の論議を踏まえて、慎重かつ広範な手続きをとれば、時間がかかる可能性もあるということですね、そこまでは書きませんが、そういう事で市民委員の皆さんもよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり。)

出石委員長

ではそのような形でコメントを出します。

次、4-2。第5期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関する予定ですが、いかがでしょうか。

これも期間的には同じですが、これは今まで4期進められてきた上での5期計画ですので継続ですが。

本部のコメントのとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」「結構です」という声あり。)

出石委員長

はい。ではそのように「適正である」といたします。

三木委員

すみません。

出石委員長

はいどうぞ。

三木委員

コメントではないのですが、また保健福祉審議会なので、結果のときに同じまとめ方ですとよろしくないのその点ご留意いただきたいという事だけ申し上げておきます。

出石委員長

それは、事務局との調整をお願いします。

では4-3。四街道市障害者基本計画の見直しと第3期四街道市障害福祉計画の策定です。

これも同様です。

これも今と全くその通りでよろしいですかね。三木委員の意見と先程の「その都度の審議の意見が反映されていることが判るように結果報告されたい」ということを加えます。

次、4-4。健康よつかいどう21プランの中間評価。

如何でしょうか。

では、2、3と同様でよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり。)

出石委員長

はい、では4-5。四街道市霊園条例施行規則の一部改正。

あ、いけない。説明していませんでしたね。私がどんどんやっちゃいました。

今までのところはいいですね。

宇田室長

では、申し訳ないのですが、特に資料4-4のですね、健康よつかいどう21プランの中間評価ですが、これは、すでに29年度までの計画が策定されておりまして、途中の年度の改正ではなくて中間評価のみを行うような位置づけになっています。このため、6条4項を該当させ評価のみを実施するといえるものです。評価のみの実施は恐らく初めてですので、お含みおきいただければと存じます。

では、4-5の説明に移ります。

四街道市霊園条例施行規則の一部改正でございます。

概要につきましては、四街道市霊園条例の改正に伴い、新たに設置する合葬式墓地の管理、運営に関する規定を規則によって設けなくてはいけないこと。で、既存の一般墓地管理又は運営に関する規定も変更しなければいけないことによって、審査基準等を見直すものでございます。

市民参加手続を実施する根拠と致しましては、これは規則でございまして、審査基準に該当するものでございますので、改正後の条例の初めての案件と致しまして、第6条第1項第6号、行政手続条例に規定する審査基準等の制定改廃、これに該当するものでございます。

これについては、6月に改正予定でございまして、実は今パブリックコメント中であります。予定として挙げさせていただいておりますが、実施中ということで、本部のコメントとしては「適正である」でございます。よろしくお願ひします。

出石委員長

はい。今の説明の通りで、今回の新しい条例によって、このように審査基準についても意見提出手続はやるという事になっています。従って、第1号の意見提出手続1個だけです。実施中ですけど、一応予定としての審議ですが、如何でしょうか。

特になければ、「適正」とします。

では次、4-6お願ひします。

宇田室長

はい、4-6、四街道市建築指導要綱の一部改正でございます。

概要といたしましては、建築確認申請の事前協議、共同住宅等の事業者の近隣説明、その他四街道市建築指導要綱で定める行政指導を見直すものでございます。

これについても、今の案件と同じく、6条1項6号の行政手続条例に規定する審査基準等の制定改廃、これのうちの行政指導指針の見直しという事に該当致しますので、条例の規定によって意見提出手続のみを実施するものでございます。これも現在実施中でありまして、推進本部のコメントは「適正である」でございます。以上、よろしくお願ひします。

出石委員長

はい、これはですね、今の通りなのですが、6条1項6号で行政手続条例に基づく審査基準等の等の部分で、行政指導指針です。指導要綱は、行政指導指針に該当しますので、これについてはやはり意見提出手続のみ行う事となります。

よろしいですね。

(「はい」という声あり。)

出石委員長

はい。

では、これも「適正である」と致します。

次、4－7。

宇田室長

はい、4－7、四街道市教育振興基本計画の策定でございます。

概要と致しましては、教育基本法に基づき、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項等を定めるため、四街道市教育振興基本計画を新規に策定するものでございます。

計画期間は25年度から29年度までの5カ年計画となっております。

根拠としたしましては、6条1項1号を該当させています。この計画の策定期間は、25年の1月という事で、23年度24年度の2カ年で計画を策定する予定でございます。

行います市民参加手続に関しましては、最終段階において意見提出手続、これを24年の6月に行う予定としてございます。審議会等手続に関しては、本年の8月から24年の12月までとなっておりますけれども、パブリックコメント案を決めるときまでの審議という事で予定されています。四街道市教育振興基本計画策定委員会、これを創設致しまして、公募委員3名からなる委員数13名の会議を創設し、審議をするという内容でございます。

その他の方法としましては、アンケート調査ということで、既に実施しておりますが、小中学生、保護者、教職員、無作為抽出2千人の市民が対象のアンケートでございます。

推進本部のコメントは「適正である」。以上、よろしく申し上げます。

出石委員長

はい、この件について如何でしょうか。

期間としては2年間という事ですが。

よろしいですか。よろしければ、これは「適正である」とします。

4－8申し上げます。

宇田室長

はい、四街道市立栗山小学校改築工事基本設計でございます。

概要と致しましては、四街道市立栗山小学校の改築に伴う基本設計の作成を行うもので、建築延べ面積は約4,800㎡。総工費は解体含め概ね10億円程度の見込みでございます。

市民参加の対象とする根拠と致しましては、6条1項4号、大規模な市の施設の設置計画の策定という事で、これは市民参加条例施行規則で概ね5億円以上の市の建築物の計画という事で予定するものでございます。

ここで言うと、工事経費は解体含め10億円ということで、規則の5億円以上に該当致します。

本行政活動の実施予定時期は、24年3月です。これは基本設計が24年3月に終了するという事でございます。その後実施設計工事を経て竣工し供用開始となります。

行います市民参加手続と致しましては、最終段階においてパブリックコメントを来年の2月。市民会議手続と致しまして、ワークショップを本年10月から来年1月にかけて行います。これに関しましては、第4号の市民会議手続として実施いたしますので、広く市民等に呼びかけて参加者を公募するという形になります。その他の方法と致しましてアンケート調査、これを栗山小学校の児童及びその保護者等地域住民含め、約2000人に対し本年9月に実施をする予定という事となっております。

推進本部のコメントとしては「適正である」。という事でもよろしく願いいたします。

出石委員長

大規模な市の施設は、案件ではおそらく初めてだと思いますね。  
いかがでしょうか。

中嶋委員

質問なのですが、工事の基本計画についてという事なのですが、入札というか業者を決めるのはワークショップを行う前なのかという事はわかりですか。

宇田室長

基本設計を行う業務を委託する中にワークショップの運営も含んでいるという事で聞いております。

三木委員

ワークショップは非常にいいと思うのですが、場合によっては、小学校に通っている小学生とか、その保護者とかも参加していただけるといいのかなと思います。なので、募集に当たって少し、小学生でも参加できるようであれば、特に年齢制限をしていなかったと記憶しているので。ワークショップの開催時間とか周知の方法等についてはぜひ工夫していただけるといいなと思います。

出石委員長

その点はどうか。定めはないですか。

宇田室長

その点は特に定めがなくでですね、このワークショップ、市民会議手続を実施する段階で、市が要綱を作成してその要綱で公募するという仕組みになっております。ですから、その際に小学生も含めてということは可能ではございますけれども、実際担当課がそこまで考えが及んでいるかどうかは申し訳ございませんが確認してございませんでした。

三木委員

子ども向けワークショップに私は毎年行っているのですが、子供参加の場合には子供参加用にやらなければならないので、おそらく来ちゃったからなんとかしようという話だと若干難しいというか、子供は子供の年齢に応じた意見とか話し方とかあるので、普通ワークショップを仕事としてやっている人であれば子供参加でできる方はいるので、そのような対応がもし可能であるならば、積極的に当事者性の高い小学生とかに周知をしていただけるとよろしいと思います。

出石委員長

今の説明はその通りで、一緒では無理だと思います。

どうでしょう。コメントに入れるべきかどうか。内容は「適正である」でいいと思うのです。入れるとすれば、…

栗原委員

ワークショップの運用方法という事ですよね。

出石委員長

ええ、そうです。

「多様な意見が反映できるようワークショップを実施されたい」という形にしておきましょうか。

栗原委員

子どもを含めてという事かな。

出石委員長

子どもを含めてと書くか、どうでしょうね、書かないで、そのような形にして預けたら如何でしょうか。事務局からうまく伝えてもらえればいいと思いますよ。

栗原委員

すみません、確か、南小学校の新築の時にワークショップを採用してはいませんでしたか。

宇田室長

申し訳ございません。条例施行前でございますので把握しておりません。

栗原委員

確か南小学校の新築の際はワークショップのようなものを作って、保護者や児童の意見を取り入れたという話を聞いた覚えがあるものですから、そのあたりを参考にさせていただきながらお願いしたいと思います。

出石委員長

原課もアンケートで意見を聞く事でもあるので、意識は持っている。それを後押しするように考えてみましょうか。コメントに子どもとか児童と入れた方がいいですか。

栗原委員

できれば入れた方が明確になると思いますね。

出石委員長

では、「児童を含む多様な意見を反映されるよう努められたい」としましょうか。

では、そういう趣旨でコメント致します。

そして最後、9ですね。お願いします。

宇田室長

はい。資料No.4-9、四街道市税条例の一部改正です。

概要については、地方税法等の一部改正に伴い、雑損控除の特例、住宅ローン減税の適用の特例、被災地住宅用地の特例等につき改正をするものでございまして、市民参加手続の対象とする根拠と致しましては、6条1項3号が該当しますが、実施しない根拠として3つチェックをしております。緊急に行わなければならないもの、法令の規定により実施基準が定められているもの、市税の賦課徴収に関するものでございます。

詳しい理由欄に、4月27日に公布された地方税法等の一部改正に伴い、税条例の雑損控除の特例等を改正するものであり、また、改正条例の施行日を改正法と整合させる必要があること等により、緊急性、法令基準の準拠、市税の賦課徴収に該当するという点で実施しないとするものです。



4月27日付けで条例を改正しておりまして、同日付で実施しない旨の公告を行い、合わせてホームページでの公表を行いました。実施済みでございますが今年度の予定として提示させていただきました。以上、よろしく申し上げます。

出石委員長

実施しないというものですが、如何でしょうか。  
確認です。これは専決処分ですか。

宇田室長

専決です。

出石委員長

はい、ではこれは「適正である」とします。

以

上で審議事項はすべて終わりましたが、委員の皆さんから補足とか全体的に何かございますでしょうか。

無いようでしたら、事務局の方は如何ですか。その他何か審議事項等ございますでしょうか。

大野課長

特にございません。

出石委員長

はい。

では、答申でございますが、一件一件、全員の合意をとりましたので、文章は信用をしていただいて先程の審議のとおり答申書を作るという事でご了解をいただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

(「はい」「お願いします」という声あり。)

出石委員長

はい、ではそのようにします。

6の報告について。

事務局ありますか。

大野課長

特にありません。

出石委員長

7その他。

大野課長

その他もございません。

出石委員長

はい、わかりました。

それでは、これで今回の委員会の次第は終了いたしました。

最後になりますが、今回で、ですね、今期の皆さんの委員任期の委員会は最終回であります。次期は一部委員が変わると思いますので、それは代わった後に引き続き今回の決まった事も引き継いで頂く事になりますし、事務局の方も申し訳ございませんが、いくつか宿題になった点については新委員に引き継いでいただきたいと思います。

2年間、メンバーによっては4年間、この本委員会、今日は3時間半になる議論でしたが、いろいろと稔りある委員会、特に今回は条例改正もありました。全委員のみなさん、大変お疲れ様でした。

ではこれで第1回の評価委員会を閉じたいと思います。お疲れ様でした。

(「お疲れ様でした」の声。)